

官報

号外

平成四年四月十七日

○第百二十三回 参議院会議録第十号

平成四年四月十七日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第十号

平成四年四月十七日

午前十時開議

第一 アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

第二 千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第三 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 計量法(内閣提出)

第八 国際海上物品運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 有線テレビジョン放送の発達及び普及

平成四年四月十七日 参議院会議録第十号 新議員の紹介

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

日程第二 千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五

日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長大鷹淑子君。

審査報告書

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年四月十六日

外務委員長 大鷹 淑子

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この一般規則及び条約は、アジア太平洋郵便連合の運営及び業務に関する事項等について規定するものである。我が国がこの一般規則及び条約を締結することは、アジア太平洋郵便連合の加盟国として引き続き活動する上で必要であると思われるので、妥当な措置と認め

る。

二、費用

別に費用を要しない。

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成四年二月二十一日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

アジア太平洋郵便連合一般規則

各自の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、アジア太平洋郵便連合憲章第十五条2の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第十六条2の規定の適用があることを条件として、同憲章の適用及び連合の運営を確保するための次の規定をこの一般規則で定めた。

第一章 一般規定

第百一条 書類の発行、公用の通信及び国会における審議に使用する言語

1 中央事務局の書類の発行及び同事務局と加盟国との間の公用の通信には、英語を使用する。

2 連合の機関の会合における審議の際には、英語を使用する。もつとも、その他の言語も、英語への通訳を確保することを条件として、使用することができる。

3 2の通訳の費用は、英語に代わる言語を使用する代表団が負担する。ただし、フランス語に關しては、会合の招請国は、フランス語を使用する代表団に対し、できる限り通訳上の便宜を提供する。

第百二条 英語以外の言語

英語を国語としない加盟国は、費用を負担することを条件として、翻訳を請求することができる。

一

第百三条 特別取極

憲章第四条の規定に基づく特別取極の締結は、中央事務局を通じて加盟国又はその郵政庁に通報する。

第百四条 大会議の決議

加盟国の郵政庁は、大会議の決議及び勧告を実施するためにとつた措置を中央事務局に通報する。

第二章 連合の機関の運営

第百五条 大会議又は臨時大会議の組織及び会合

1 加盟国の代表者は、必要があるときは連合の文書を改正するため及び加盟国に共通の利害関係のある他の必要と認める郵便上の問題を審議するため、万国郵便大会議の開催の後二年以内に大会議として会合する。

2 各加盟国は、その政府が正當に委任した一人又は二人以上の代表に大会議において自国を代表させる。加盟国は、他の加盟国に大会議において自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を代表することができず、また、自国のほかに二以上の加盟国に代わって投票することができない。

3 各加盟国は、一の票を有する。

4 大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定をすることができないこと又はその指定がされた国において開催することができないことが判明した場合に、執行理事会は、大会議の開催される国を、これと協議の上、指定する。

5 大会議の招請政府は、中央事務局と協議の上、大会議の期日及び場所を定める。招請状は、原則として、同事務局が大会議の期日の六箇月前に招請政府に代わって加盟国の政府に発出する。もっとも、招請政府が希望する場所には、招請状は、招請政府が発出することができ

る。

6 連合の会議には、顧問の資格で投票権なしで出席するオブザーバーとして、国際連合若しくはその専門機関又は連合の活動に利害関係のあるその他の国際機関を代表する者を招請することができる。また、その他のオブザーバーも、これらが他の限定郵便連合、万国郵便連合の加盟国の郵政庁又はアジア及び太平洋の地域にある万国郵便連合の非加盟国の郵政庁若しくは同地域にある非自治地域その他の地域の郵政庁を代表する者であることを条件として、連合の会議に出席するよう招請することができる。

招請は、大会議又は執行理事会の請求に応じ、中央事務局が行う。もっとも、招請政府が希望する場合には、招請状は、招請政府が発出することができ

7 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議の手続規則を適用する。

8 臨時大会議の場所及び期日は、執行理事会が、開催を決議した加盟国の同意を得て決定する。

9 2、3、6及び7の規定は、臨時大会議について準用する。

第百六条 執行理事会の構成、運営及び会合

1 執行理事会は、すべての加盟国で構成する。会合には、加盟国の過半数が出席していなければならない。

2 大会議の議長は、当該大会議開催後の執行理事会の第一回会合を招集する。この会合において、同理事会は、理事国のうちから一の議長国及び一の副議長国を選出するものとし、議長国及び副議長国の任期は、次回の大会議の終了の時までとする。通常の場合には、大会議開催国は、當然に議長国となる。もっとも、当該開催国は、希望する場合には、議長国となる権利を放棄することができる。

3 執行理事会の第一回会合の後の年次会合は、同理事会の議長が招集する。

4 執行理事会は、各会合において、次回の会合の開催される国を指定する。会合の開催が必要であるにもかかわらず招請国がない場合には、会合は、中央事務局の所在地において開催する。

5 執行理事会の議長は、通常会期から通常会期までの間において、加盟国の少なくとも三分の二の請求に応じ、原則として中央事務局の所在地において同理事会の会合を招集することができる。

6 執行理事会の会合の招請国は、同理事会の議長と協議の上、会合の期日及び場所を定める。会合への招請状は、同理事会の議長（議長が希望する場合には、中央事務局）が加盟国及びオブザーバーに発出する。もっとも、招請国が希望する場合には、招請状は、招請国が発出することができる。

7 執行理事会の運営費は、連合が負担する。理事国の職務は、無報酬とする。

8 加盟国は、執行理事会の会合において、資格のある郵政職員に自国を代表させる。

9 執行理事会の権限は、次のとおりとする。

(A) 大会議の決議によって課される任務を遂行すること。

(B) 郵便業務の改善のため加盟国の郵政庁と連絡を保つこと。

(C) 中央事務局の管理に関する規則を定め及びその活動を監督すること。

(D) 大会議から大会議までの間において、中央事務局の作成する連合の年次予算及び計算書を審査し及び承認すること。

(E) 万国郵便連合の機関、他の限定連合又はアジア及び太平洋の地域に特別の利害関係を有する国際連合の他の専門機関と有益な連絡を保つこと及び、必要があるときは、これらの機関の会議に出席する代表者を任命すること。

(F) 技術協力のような事項につき、加盟国の少

なくとも三分の二の同意を得て、連合の名において万国郵便連合、他の限定連合又は国際機関と取決を締結すること及び中央事務局長に対して、当該取決を実施するための権限を付与すること。

(G) 第百十五條の規定により、万国郵便大会議に先立って会合すること。

(H) 管理上の問題であつて、連合の文書に規定されておらず、かつ、次回の大会議まで解決を待つことのできないものを暫定的に処理するため、加盟国の過半数の同意を得て必要な措置をとること。

(I) 特定の年につき、連合の予算にアジア太平洋郵便研修センターへの拠出金を計上すること、かしないかを決定すること及び計上することを決定した場合には当該拠出金の額を示すこと。

10 執行理事会は、その活動に必要な手続規則を定める。

11 執行理事会の協議及び決定は、必要があるときは、通信によつて行うことができる。

12 中央事務局長は、執行理事会の事務局長の職務を行う。

13 執行理事会は、各会合の後に、参考のため、加盟国の郵政庁に概要報告書を送付する。

14 執行理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議に提出する。

15 執行理事会の各理事国の代表者は、空路、海路又は陸路によるエコノミー・クラスの往復切符の代金の償還を受ける権利を有する。この償還は、連合の年次経費の当該国の分担金から控除することにより行う。

第百七条 中央事務局

1 中央事務局は、中央事務局長、中央事務局次長及び連合が必要とする他の職員で構成する。

2 中央事務局長は、連合の会議に出席し、投票権なしで討議に参加する。

- 3 中央事務局は、連合の会議の開催国の郵政庁と共同して当該会議の事務局の事務を行う。
- 4 大会議又は必要があるときは執行理事会は、資格のある郵政職員のうちから中央事務局長及び中央事務局次長を選出する。同事務局長及び同事務局次長の任期は、これらの者を選出した機関が定める。
- 5 4の規定にかかわらず、中央事務局次長は、通常の場合には、三年を下回らずかつ五年を超えない期間を任期として任命される。
- 6 中央事務局長及び中央事務局次長は、できる限り、異なる国の国民とする。
- 7 中央事務局は、執行理事会の監督を受けるものとし、同事務局の会計は、所在国の権限のある当局が監査する。
- 第百八条 中央事務局の組織及び職員
 - 1 中央事務局の管理は、中央事務局長に委託する。同事務局長は、中央事務局次長及び郵便業務に少なくとも五年間従事し、かつ、英語のほかフランス語又はアジアのいずれかの言語につき実用的な知識を有する適格な職員の補佐を受ける。当該職員の選考に当たっては、加盟国の全体が代表されることを考慮する。同事務局長は、執行理事会の承認を得ることを条件として、各郵政庁が推薦した者のうちから当該職員を任命する。ただし、当該職員は、専門分野における同事務局の要求を満たす者であることを条件とする。
 - 2 中央事務局長は、中央事務局が連合の文書及び大会議の決定に従って行うすべての任務につき、同事務局を法的に代表する。中央事務局次長は、同事務局長が不在の場合には、その職務を行う。
 - 3 中央事務局長は、執行理事会が別段の決定を行わない限り、連合の出席が要請される郵便業務に関する国際会議において連合を代表する。
 - 第百九条 中央事務局の任務
 - 1 中央事務局は、連合の会議のために仮議事日

- 程の作成その他の準備を行う。
- 2 中央事務局は、アジア及び太平洋の地域にあり、かつ、連合に加盟していない万国郵便連合の加盟国の郵政庁が自国の政府に対し連合への加盟を外交上の経路を通じて請求するよう勧告することについて、当該郵政庁と連絡を取る。
- 3 中央事務局は、要請があったときはいつでも、執行理事会及び連合の郵政庁に対し、郵便業務の問題に関する必要な情報を提供する。
- 4 中央事務局は、連合の活動に関する年次報告書を作成し、これを加盟国の郵政庁に送付する。当該報告書は、大会議又は、大会議が開催されない場合には、執行理事会が承認する。もともとも、年次報告書が対象とする年の翌年の五月末までに大会議又は同理事会が開催されない場合には、加盟国による承認は、通信によって行い、当該報告書を承認するかしないかを四十日以内に回答しない加盟国は、これを承認したものとはみなされる。
- 5 中央事務局は、加盟国が発行した郵便切手の収集(常に最新の郵便切手を含めるものとする)を保有する。
- 第百十条 中央事務局の刊行物
 - 1 中央事務局は、同事務局が発行する書類を加盟国の郵政庁及びスイスのベルヌにある万国郵便連合国際事務局に無料で提供するものとし、各郵政庁は、その分担単位数に対応する部数を受領する。郵政庁が請求する追加の部数については、請求を行った郵政庁が実費を支払う。
 - 2 中央事務局は、加盟国が検討することができ、かつ、第百五条1の規定により受領するすべての議案の表を作成し、加盟国の郵政庁に配布する。
 - 第百十一条 アジア太平洋郵便研修センター運営理事会
 - 1 アジア太平洋郵便研修センターの管理上の責任は、運営理事会に委託する。同理事会は、少なくとも一年に一回会合するものとし、別段

- の決定を行わない限り、バンコックにおいて会合する。
- 2 運営理事会は、大会議に対する自己の責任を遂行するに当たり、次の権限を有する。
 - (A) アジア太平洋郵便研修センターの管理に関する規則を定めること。
 - (B) 同センターの一般的な研修の方針を定めること。
 - (C) 同センターの予算を承認し及び当該予算の執行を監督すること。
 - (D) 同センターの管理職の職員及び教員を任命すること。
 - (E) 同センターの管理職の職員、教員及び事務職員の俸給表及び勤務条件を定めること。
- 3 運営理事会は、アジア太平洋郵便研修センターの所在国の郵政庁の長を議長とし、執行理事会の議長、参加国の郵政庁の代表者及び同センターの活動に対して年間一万合衆ドル以上の額の現金を拠出し又は当該金額以上の額に相当する現物の提供、奨学制度への拠出若しくは専門家の派遣を行うその他の加盟国の郵政庁の代表者で構成する。これらの者は、投票権を有する。中央事務局長、万国郵便連合国際事務局長又はその代理、国際連合アジア太平洋経済社会委員会の代表者及び国際連合開発計画の代表者は、オブザーバーとして運営理事会の会合に出席することができ、運営理事会の会合に出席することができ、かつ、自国の研修生の費用の一部又は全部を負担する加盟国をいう。
- 4 「参加国」とは、アジア太平洋郵便研修センターを定期的に利用し、かつ、自国の研修生の費用の一部又は全部を負担する加盟国をいう。
- 5 加盟国は、自国の費用負担による研修生を連続して二年間にわたり派遣しない場合には、参加国として取り扱われない。
- 6 3の加盟国で参加国以外のものは、3に定める

- る額に相当する援助を連続して二年間にわたり行わない場合には、運営理事会の会合に代表を出す権利を有しない。
- 7 運営理事会の会合は、同理事会の議長が招集する。
- 8 運営理事会の議長は、同理事会の構成員の三分の二の請求を受領した場合に、原則としてバンコックにおいて同理事会の臨時会合を招集する。
- 9 運営理事会の協議及び決定は、必要があるときは、通信によって行うことができる。
- 10 アジア太平洋郵便研修センターの所長は、運営理事会の事務局長の職務を行う。
- 11 運営理事会は、前回の大会議以降の同理事会の活動及び将来の活動計画に関し、大会議に報告書提出する。報告書は、また、参考のため過去及び将来の財政措置の詳細を含むものとする。
- 12 アジア太平洋郵便研修センターの予算は、連合の予算とは別個のものとし、原則として同センターの利用に直接的に比例する参加国の負担及び他の国、機関又は連合の任意拠出により賄われる。
- 13 負担金及び任意拠出金は、これらに係る年の一月三十一日までにアジア太平洋郵便研修センターに支払う。
- 14 資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、運営理事会が定める。同基金は、主として予算の剰余金により維持される。同基金は、予算の収支を合わせるためにも、参加国の負担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。
- 15 一時的な資金不足に関しては、アジア太平洋郵便研修センターの所在国は、関係国が償還を保証することを条件として、運営理事会に対し、同センターの運営を確保するために必要な資金の立替払を行う。立て替えられる資金の額

は、同センターの予算の限度を超過してはならない。

16 アジア太平洋郵便研修センターの所在国によって資金が立て替えられる場合には、15の関係国の郵政庁は、15の規定に従って立て替えられた金額を運営理事会を通じて当該所在国に償還する。償還は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも同理事会が割当てを承認した日の属する年の翌年の十二月三十一日までに行わなければならない。

17 運営理事会は、同理事会の会合から会合までの間におけるアジア太平洋郵便研修センターの円滑な運営を確保するため、現地執行委員会を設置し、これに必要な任務を課することができ。

第三章 議案の提出及び審査の手続

第百十二条 大会議への議案の提出

1 大会議に提出する議案は、大会議の開会日の三箇月前までに中央事務局に到達しなければならない。もっとも、大会議の開会日に先立つ三箇月の期間内に同事務局に到達する議案も、大会議の裁量により、審議することができ。

2 1に定める手続は、既に提出された議案に対する修正案の提出については、適用しない。

3 中央事務局は、1及び2の議案をできる限り速やかに加盟国の郵政庁に配布する。

第百十三条 留保

1 条約又は条約の施行規則に対する留保は、大会議の承認した議案に基づき条約の最終議定書又は条約の施行規則の最終議定書に規定する。

2 大会議への議案の提出に関する前条の規定は、留保に関する議案については、適用しない。

3 大会議に提出された留保に関する議案は、採択されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

4 留保を行っている加盟国は、いつでも当該留保を撤回することができる。留保の撤回は、中央事務局を通じて加盟国に通報する。

保を撤回することができる。留保の撤回は、中央事務局を通じて加盟国に通報する。

第百十四条 大会議から大会議までの間

1 郵政庁が大会議から大会議までの間に提出した連合の文書を改正するための議案は、中央事務局を通じて他の郵政庁に送付する。

2 議案は、次の手続に付する。

1 加盟国の郵政庁は、中央事務局の回章によって通告された議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。同事務局は、回答を取りまとめ、これを加盟国の郵政庁に通知し、当該議案に対する賛否を表明するよう要請する。その後二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国の郵政庁は、棄権したものとみなす。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。

3 条約及びその最終議定書の改正は、中央事務局の所在する国の政府が同事務局の請求に応じて作成しかつ加盟国政府に送付する外交上の通告書によって確定される。条約の施行規則及びその最終議定書の改正は、同事務局が確認し、加盟国の郵政庁に通告する。

第百十五条 万国郵便大会議に提出する議案

1 加盟国の郵政庁は、万国郵便大会議に提出する議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に他の加盟国及び中央事務局に通知する。これらの議案は、憲章第三条の規定にかかわらず、フランス語で作成することができる。

2 加盟国は、万国郵便大会議において討議される議案その他の重要事項について意見を交換し及び調整するため、当該万国郵便大会議に先立ち及び当該万国郵便大会議の期間中において会合することができる。

第四章 財政

第百十六条 分担等級

1 加盟国は、連合の経費の分担に関し、四の集団に区分される。万国郵便連合の経費の分担において五十単位を超える分担単位数を有し又は五十単位等級、四十単位等級、三十五単位等級、二十五単位等級若しくは二十単位等級に属する加盟国は五単位を、同連合の経費の分担において十五単位等級、十単位等級又は五単位等級に属する加盟国は三単位を、同連合の経費の分担において三単位等級又は一単位等級に属する加盟国は二単位を、同連合の経費の分担において二分の一単位等級に属する加盟国は一単位をそれぞれ分担する。もっとも、加盟国は、より多くの単位を分担することができる。

2 連合に加盟する国及び連合から脱退する国は、加盟又は脱退が効力を生ずる年については、その全期間について連合の経費を分担する。

第百十七条 連合の予算及び計算書

1 連合の支出は、年額十万台米ドルを超過してはならない。

2 中央事務局は、遅くとも各暦年の終了する二箇月前までに、翌年一月一日から十二月三十一日までの期間の予算見積書を作成する。当該予算見積書には、これを作成する年の予算及びその前年の決算の数字と比較した収支の見積りの詳細な資料を含む。同事務局は、承認を得るため、執行理事会又は、大会議が開催される場合には、大会議に当該予算見積書を提出する。その承認が得られるまでの間、同事務局は、前年の予算額の限度内で任務を遂行する。

3 中央事務局は、前年の活動に関する詳細な決算書及び収支に関するすべての書類を添付した報告書を毎年第一四半期に作成する。この報告書は、承認を得るため及び連合の郵政庁に配布するため執行理事会又は大会議に提出する。

4 中央事務局の支出は、執行理事会又は大会議

が承認した予算に基づいて行う。

5 1に定める限度額は、職員を採用その他の方法による中央事務局の効果的運営のために超過することができる。ただし、加盟国の過半数が同意する場合に限る。

6 加盟国は、大会議又は執行理事会が決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金を前払する。分担金は、遅くとも当該予算に係る会計年度の初日までに支払う。期限を経過した後は、未払金額は、連合のために、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目からは年六パーセントの割合で利子を生ずる。

7 連合の資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、執行理事会が定める。同基金は、主として予算の剰余金により維持される。同基金は、予算の収支を合わせるためにも、加盟国の分担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

第百十八条 この一般規則に関する議案の承認の条件

この一般規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

第百十九条 この一般規則の効力発生の日及び有効期間

この一般規則は、千九百九十二年七月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受けて、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託されるこの一般規則の本書一通に署名した。寄託政府は、その原本一通を各加盟国に送付する。

千九百九十年十二月六日にロトルアで作成した。

アジア太平洋郵便条約

各自の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、合意により、アジア太平洋郵便連合加盟国の間の国際郵便業務に適用される規則をこの条約で定めた。

第一章 一般規定

第一条 締結料

加盟国間で交換する郵便物の陸路、河川路又は海路による送達については、原則として料金を徴収しない。加盟国は、無料送達を認めることができる。その料金は、万期郵便条約によって認められ又は定められている料金よりも低い額のものとすることができる。

第二章 通常郵便業務に関する規定

第二条 通常郵便

1 「通常郵便物」とは、書状、郵便葉書、印刷物、点字郵便物及び小形包装物をいう。
2 死滅しやうし若しくは変敗しやうし生物學上の材料を包有する書状、放射性物質を包有する書状又は迅速郵便物の交換は、これらの郵便物を相互に又は一方的に受領することについてその郵政庁が同意した加盟国の間においてのみ認められる。

第三条 郵便料金

連合の郵政庁の間の郵便関係においては、平面的によって交換する書状及び郵便葉書について低減郵便料金を適用することができる。低減郵便料金の額は、内国料金の額と国際料金の八十五パーセントに相当する額との間の額とすることができる。低減郵便料金は、例外的に他の種類の通常郵便物及び航空通常郵便物についても適用することができる。

第四条 郵便業務の事務用通常郵便物に ついての郵便料金の免除

1 連合の機関と次の者との間で交換される公用の通常郵便物については、郵便料金を免除する。

- (A) 郵政庁
- (B) 万国郵便連合の機関
- (C) 他の限定郵便連合

2 1の免除は、連合の機関が差し出す航空通常郵便物については、適用しない。

第三章 雑則

第五条 万国郵便連合の文書の適用

1 この条約は、加盟国間で交換される通常郵便物に関するすべての事項及び業務を規律する。
2 加盟国間における通常郵便物の交換に関する事項でこの条約に定めのないものについては、万国郵便連合の文書の定めるところによる。

第四章 最終規定

第六条 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案の承認の条件

1 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。
2 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。
(A) この条約の施行規則第百一条から第百三条までの規定以外の規定の改正に関する議案については、投票の総数
(B) この条約の施行規則第百一条から第百三条までの規定の改正に関する議案については、投票の三分の二以上
(C) この条約並びにこの条約の最終議定書及び施行規則の規定の解釈(憲章第二十三條に規定する仲裁に付される紛議に係る解釈を除く。)に関する議案については、投票の過半数

第七条 この条約の効力発生の日及び有効期間

この条約は、千九百九十二年七月一日に効力を生じ、次回の大会議の条約の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受けて、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託されるこの条約の本書一通に署名した。寄託政府は、その原本一通を各加盟国に送付する。

千九百九十年十二月六日にロトルアで作成した。

審査報告書

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成四年四月十六日

外務委員長 大鷹 淑子
参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この議定書は、千九百二十四年に作成され、千九百六十八年に改正された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約に定める運送人の責任限度について更に変更を加えて同条約を適用すること等について定めるものであり、我が国がこの議定書を締結することは、最近の国際海上物品運送の実情に於いた船荷証券に関する規則の統一に寄与する見地から妥当と認めらる。

一、費用 別に費用を要しない。

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めの件
右
国会に提出する。
平成四年三月十三日
内閣総理大臣 宮澤 喜一

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めの件
千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書
この議定書の締結国は、
千九百六十八年二月二十三日にブラッセルで作成された議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで作成された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約の締結国であるので、
次のとおり協定した。

第一条

この議定書の適用上、「条約」とは、千九百六十八年二月二十三日にブラッセルで作成された議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで作成された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約及びその署名議定書をいう。

第二条

1 条約第四条(a)を次のように改める。

(a) 物品の性質及び価額が荷送人により船積み前に通告され、かつ、その通告が船荷証券に記載されている場合を除くほか、運送人及び船舶は、いかなる場合においても、当該物品の又は当該物品に関する滅失又は損害については、一包若しくは一単位につき六百六十六・六七計算単位又は滅失若しくは損害に係る物品の総重量の一キログラムにつき二計算単位のいずれか高い方の額を超えて責任を負わない。

2 条約第四条(d)を次のように改める。

(d) この条にいう計算単位は、国際通貨基金の定める特別引出権とする。(a)の規定による金額は、訴訟が係属する裁判所の属する国の法令で定める日におけるその国の通貨の価値を基準として、その国の通貨に換算する。

国際通貨基金の加盟国である国の通貨の特別引出権表示による価値は、国際通貨基金の操作及び取引のために国際通貨基金の適用する評価方法であつて換算の日において効力を有しているものにより計算する。国際通貨基金の加盟国でない国の通貨の特別引出権表示による価値は、その国の定める方法により計算する。

国際通貨基金の加盟国でなく、かつ、自国の法令により前記の規定を適用することのできない国は、千九百七十九年の議定書

の批准若しくは同議定書への加入の時に又はその後のいつでも、自国の領域において適用するこの条約にいう責任の限度額を次のとおり定めることを宣言することができ

(i) (a)にいう六百六十六・六七計算単位については、一万貨幣単位
(ii) (a)にいう二計算単位については、三十貨幣単位

(i)及び(ii)にいう貨幣単位とは、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムから成る単位をいう。(i)及び(ii)の規定による金額の当該国の通貨への換算は、当該国の法令の定めるところにより行う。

前記の規定による計算及び換算は、(a)において計算単位で表示されている金額と可能な限り同一の実質価値が当該国の通貨で表示されるように行う。

当該国は、計算の方法又は換算の結果を、千九百七十九年の議定書の批准書又は加入書を寄託する時に寄託者に通報する。当該国は、また、当該計算の方法又は当該換算の結果が変更された場合にはいつても、その変更を寄託者に通報する。

第三条

この議定書の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

第四条

(1) 各締約国は、この議定書の署名若しくは批准又はこの議定書への加入の際に、前条の規定に拘束されない旨を宣言することができる。

(2) (1)の規定に基づいて留保を付した締約国は、ベルギー政府に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第五条

この議定書は、千九百二十四年八月二十五日の条約若しくは千九百六十八年二月二十三日の議定書に署名した国又は条約の締約国による署名のために開放しておく。

第六条

(1) この議定書は、批准されなければならない。
(2) 条約の締約国でない国によるこの議定書の批准は、条約の批准の効果を有する。
(3) 批准書は、ベルギー政府に寄託する。

第七条

(1) 第五条に規定されていない国は、この議定書に加入することができる。
(2) この議定書への加入は、条約への加入の効果を有する。
(3) 加入書は、ベルギー政府に寄託する。

第八条

(1) この議定書は、五の批准書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。
(2) 五番目の寄託の後にこの議定書を批准し又はこれに加入する国については、この議定書は、その国による批准書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

第九条

(1) いずれの締約国も、ベルギー政府に対する通告により、この議定書を廃棄することができる。

第十条

(2) 廃棄は、ベルギー政府が(1)の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

(1) 各国は、署名、批准若しくは加入の時に又はその後のいつでも、ベルギー政府に対する書面による通告により、自国がその国際関係について責任を有する領域のうち、この議定書を適用するものを宣言することができる。この議定書は、ベルギー政府が当該通告を受領した日の後三箇月で、当該通告において特定された領域について適用する。ただし、当該国についてこの議定書が効力を生ずる日前には適用しない。

(2) この適用領域の拡大は、条約がこれらの領域にまだ適用されていない場合には、条約についても適用する。

(3) (1)の規定に基づいて宣言を行つたいずれの締約国も、その後のいつでも、ベルギー政府に対する通告により、これらの領域についてこの議定書の適用を終止する旨の宣言を行うことができる。この廃棄は、ベルギー政府が通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第十一条

ベルギー政府は、署名国及び加入国に対し、次の事項を通報する。

- (1) 第五条から第七条までの規定に基づき行われた署名、批准及び加入
- (2) 第八条の規定に基づきこの議定書が効力を生ずる日
- (3) 前条の規定に基づく適用領域に関する通告
- (4) 第二条の規定に基づく宣言及び通報
- (5) 第四条の規定に基づく宣言
- (6) 第九条の規定に基づき行われた廃棄

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百七十九年十二月二十一日にブラッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府は、認証原本を発行する。

審査報告書

旅券法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年四月十四日

外務委員長 大鷹 淑子

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の旅券事務の増大にかんがみ、国民の一層の便宜を図るため、申請手続を簡素化するとともに、最近の経済事情の推移にかんがみ、一般旅券等の発給等に係る手数料を改定するほか、刑法等の罰金額改定との整合性を保つため、罰則規定の罰金額の改定を行うこととを内容とするものであって、妥当な措置と認めらる。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。
なお、一般旅券等の発給等に係る手数料の改定に伴う増収見込額は、平成四年度において、約三十一億円と見込まれている。

旅券法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年三月十日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

旅券法の一部を改正する法律案

旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項を次のように改める。

2 前項第二号に掲げる書類は、次の各号のいずれ

平成四年四月十七日 参議院会議録第十号

れかに該当するときは、提出することを要しない。ただし、第一号に該当する場合において、国内においては都道府県知事(直接外務大臣に提出する場合に、外務大臣。以下この条において同じ。)が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 第十条の二の規定に基づき前項の申請をするとき。
二 外務大臣が指定する場合に該当する場合において、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実が明らかであると認めるとき。

第二十条第一項中「八千円」を「一万円」に、「四千元」を「五千元」に、「千三百円」を「千六百元」に、「七百元」を「九百元」に、「六千円」を「八千円」に、「三千元」を「四千元」に、「二千元」を「二千五百円」に改める。

第二十三条中「十万円」を「三十万円」に改める。
附則
(施行期日)
1 この法律は、平成四年八月一日から施行する。ただし、第二十条第一項の改正規定及び次項の規定は、平成四年十一月一日から施行する。

(手数料に関する経過措置)
2 改正後の第二十条第一項の規定は、平成四年十一月一日以後にされる旅券又は渡航書に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券又は渡航書に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

「大鷹淑子君登壇、拍手」
○大鷹淑子君 たいだいま議題となりました条約二件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審査の結果を御報告申し上げます。
まず、アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約は、アジア太平洋郵便連

合の運営及び連合加盟国間の郵便業務に関する事項について規定するものでありまして、連合予算の最高限度額の引き上げ等の改正を行った上で現行の一般規則及び条約を更新しようとするものであります。

次に、船舶証券統一一条約の改正議定書は、一九二四年に作成され、一九六八年に改正された船舶証券統一一条約に定める運送人の責任限度についてさらに変更を加えて同条約を適用すること等について定めるものでありまして、船舶証券の証拠力の強化、運送人の責任限度額の引き上げ等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、アジア太平洋郵便連合における郵便物の低減料金の適用、郵便の分野での国際協力、船舶証券統一一条約の改正議定書の国会提出が遅れた理由、主要海運国による本議定書の締結状況等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、旅券法の一部改正案は、旅券事務の増大にかんがみ、国民の一層の便宜を図るため申請手続を簡素化すること、経済事情の推移にあわせて一般旅券の発給等に係る手数料を改定すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、機械読み取り旅券の導入と今回の改正との関係、旅券申請手続の簡素化、旅券の有効期間の延長、手数料負担のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

まず、アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求める件外二件 公認会計士法の一部を改正する法律案

まず、アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求める件外二件 公認会計士法の一部を改正する法律案

まず、アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求める件及び千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船舶証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

次に、旅券法の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第四 公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長竹山裕君。
審査報告書
公認会計士法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年四月十六日
大蔵委員長 竹山 裕
参議院議長 長田 裕二殿

験を導入し、論文式試験に科目選択制を採用するほか、罰金額等の上限額を引き上げる等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、試験制度改正の目的と合格者増加の見通し、インターン制度における期間及び研修内容の見直し、監査機能の強化のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第五 公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

日程第六 治山治水緊急措置法のの一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長山本正和君。

審査報告書

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年四月十六日

建設委員長 山本 正和

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために必要な土地の先買いを推進するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき届出又は申出の対象土地を拡大するとともに、その届出又は申出に係る土地の買取りについて土地開発公社に対し都市開発資金の貸付けができるようにしようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行に要する経費は、平成四年度建設省所管都市開発資金融通特別会計予算中の都市開発資金貸付けに必要な経費九百三十六億円(うち特定公共用地等買取資金貸付金七十五億円を含む)の中に計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、豊かさを実感できる国民生活を実現するための公共事業を円滑に実施するため、引き続き、総合的な土地政策の推進を図ること。

二、土地開発公社が積極的に公有地の先行取得を行うことができるよう、必要な資金の確保等に努めること。

三、公共事業の円滑な実施を図るため、代替地として利用可能な土地情報のシステム化等に努めること。

右決議する。

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月三日

参議院議長 長田 裕二殿

衆議院議長 櫻内 義雄

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正) 第一条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

「第二章 都市計画区域内の土地の先買い」を「第二章 都市計画区域内の土地等の先買い」に改める。

第四条第一項中「都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるものを」「次に掲げる土地」に改め、同項第二号中「次に掲げる土地」を「都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるものを」に改め、同項第六号中「その」を「都市計画区域内に所在する土地でその」に、「の土地」を「のもの」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正) 第二条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中第二項を第三項とし、第一項の次に

次の一項を加える。

2 国は、土地開発公社に対し、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第六条第一項の手続による土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

第二条第一項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項第一号の土地に係る貸付金又は同条第二項の規定による」に、「その」を「これらの貸付金に係る」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第三項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「又は第三号の土地に係る」を「若しくは第三号の土地に係る貸付金又は同条第二項の規定による」に改め、同条第四項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正) 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号五の四及び別表第四第一号「の四中」の土地を「の土地等」に改める。

(都市開発資金融通特別会計法の一部改正) 3 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び同条第二項」を「同条第二項の規定による土地開発公社に対する貸付け及び同条第三項」に改める。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

4 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五案第一項中「第一条第二項」を「第一条第三項」に改める。

5 (建設省設置法の一部改正)

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中の「土地」を「土地等」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

6 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第五条第三号中の「土地」を「土地等」に改める。

審査報告書

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年四月十六日

参議院議長 長田 裕二殿
建設委員長 山本 正和

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに平成四年度を初年度とする治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画を策定しようとするものであり、妥当な措置と認める。

費用

本法施行のため、治山事業五箇年計画に総投資規模二兆七千六百億円、治水事業五箇年計画に総投資規模一兆七千五百億円が予定されている。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成四年四月九日

参議院議長 長田 裕二殿 衆議院議長 櫻内 義雄

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和六十二年度」を「平成四年度」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第 号)による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付(平成三年度以前の年度のこの会計の予算で平成四年度以後の年度に繰り越したもの)により施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

3 (治水特別会計法の一部改正)
治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十項を附則第三十一項とし、附則第二十九項を附則第三十項とし、附則第二十八項

中「附則第二十九項」を「附則第三十項」に改め、同項を附則第二十九項とし、附則第二十七項を附則第二十八項とし、附則第二十六項の次に次の一項を加える。

27 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第 号)による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に既に施行したもの(平成三年度以後の年度のこの会計の予算で平成四年度以後の年度に繰り越したもの)により施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。は、それぞれ第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

「山本正和君登壇、拍手」

○山本正和君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案は、都市の健全な発展と秩序ある整備を推進するために必要な土地の先買いを推進するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届け出または申し出の対象土地に都市計画区域外に存する都市計画施設の区域内の土地を加えるとともに、土地開発公社が行う同法に基づく届け出または申し出に係る土地の取得に対し都市開発資金を貸し付けることができるとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、先行取得資金融資制度の効果、用地取得促進策、代替地情報バンクの整備等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(長田裕二君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、現行の五カ年計画に引き続き、新たに平成四年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定しようとするものであります。

委員会におきましては、治水事業の長期目標、森林被害対策、都市河川の治水対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) 日程第七 計量法案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長岩本政光君。

計量法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年四月十六日

参議院議長 長田 裕二殿 商工委員長 岩本 政光

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国際化、技術革新等最近の計量をめぐる諸情勢に対応するため、法定計量単位の国際単位系への統一、製造事業者登録制度の届出制への変更等、計量器に対する規制の見直し及び計量標準認定制度の創設等の諸措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 計量法の運用に当たっては、国民生活等へ与える影響にかんがみ、計量単位の国際単位系への統一、特定計量器等新制度の導入等につき国民への理解と、その意向の反映に努めること。
二 「指定製造事業者」制度の導入に当たっては、既存の検定所、ユーザー等と与える影響及び一般消費者の利益保護に十分配慮すること。また、外国製造事業者への適用に際しては、制度の理解についてそを来さないよう努めること。

三 「指定検定機関」、「指定定期検査機関」等の指定に当たっては、公正・公平な業務が確保されるよう努めること。

四 型式承認、検定の有効期間及び定期検査の周期の設定に当たっては、計量器の適正な機能の維持、消費者の利益保護に十分配慮すること。

五 計量法の適正な運用を図るため、立入検査、各種改善命令・適合命令及び報告徴収等適正化措置の積極的な活用を努めること。
右決議する。

計量法案

右
国会に提出する。

平成四年三月十七日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

計量法案

計量法

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 計量単位(第三条・第九条)
- 第三章 適正な計量の実施
- 第一節 正確な計量(第十条)
- 第二節 商品の販売に係る計量(第十一条・第十五条)
- 第三節 計量器等の使用(第十六条・第十八条)
- 第四節 定期検査(第十九条・第二十五条)
- 第五節 指定定期検査機関(第二十六条・第三十九条)
- 第四章 正確な特定計量器等の供給
- 第一節 製造(第四十条・第四十五条)
- 第二節 修理(第四十六条・第五十条)
- 第三節 販売(第五十一条・第五十二条)
- 第四節 特別な計量器(第五十三条・第五十七條)
- 第五節 特殊容器製造事業(第五十八条・第六十九条)
- 第五章 検定等
- 第一節 検定、変成器付電気計器検査及び装置検査(第七十条・第七十五条)
- 第二節 型式の承認(第七十六条・第八十九条)
- 第三節 指定製造事業者(第九十条・第一百一条)
- 第四節 基準器検査(第一百二条・第一百五条)

第五節 指定検定機関(第六十六条)

第六章 計量証明の事業

第一節 計量証明の事業(第七七条・第一百十五條)

第二節 計量証明検査(第一百六条・第一百十一條)

第七章 適正な計量管理

第一節 計量士(第一百二十二条・第一百二十六條)

第二節 適正計量管理事業所(第一百二十七條・第一百三十三條)

第八章 計量器の校正等

第一節 特定標準器による校正等(第一百三十條・第四百二十二條)

第二節 特定標準器以外の計量器による校正等(第四百四十三條・第四百六六條)

第九章 雑則(第四百四七條・第四百六九條)

第十章 罰則(第四百七十一條・第四百七十九條)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もつて経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「計量」とは、次に掲げるものの(以上)対象の状態の量(以下)を計ることをいふ。「計量単位」とは、計量の基準となるものをいふ。

一 長さ、質量、時間、電流、温度、物質質量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、回転速度、波数、密度、力、力のモーメント、圧力、応力、粘度、動粘度、仕事、工率、質量流量、流量、熱流、熱伝導率、比熱容量、エンタルピー、電気量、電界の強さ、電圧、起電力、静電容量、磁界の強さ、起磁力、磁束密度、磁束、インダクタンス、電気抵抗、電気のコ

ンダクタンス、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、電磁波の減衰量、電磁波の電力密度、放射強度、光束、輝度、照度、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量又は線量当量率

二 織度、比重その他の政令で定めるもの

2 この法律において「取引」とは、有償であると無償であると問はず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいふ。「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいふ。

3 車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱に關して人命又は財産に対する危険を防止するために計量であつて政令で定めるものは、この法律の適用に關しては、証明とみなす。

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいふ。「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいふ。

5 この法律において計量器の製造には、通商産業省令で定める改造を含むものとし、計量器の修理には、当該通商産業省令で定める改造以外の改造を含むものとする。

6 この法律において「標準物質」とは、政令で定める対象の状態の量の特定の値が付された物質であつて、当該対象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいふ。

7 この法律において「計量器の校正」とは、その計量器の表示する対象の状態の量と第四百三十四條第一項の規定による指定に係る計量器又は同

項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定することをいう。

8 この法律において「標準物質の値付け」とは、その標準物質に付された物象の状態の量の値を、その物象の状態の量と第百三十四条第一項の規定による指定に係る器具、機械又は装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定して、改めることをいう。

第二章 計量単位

(国際単位系に係る計量単位)

第三条 前条第一項第一号に掲げる物象の状態の量のうち別表第一の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、国際度量衡総会の決議その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣行に従い、政令で定める。

(その他の計量単位)

第四条 前条に規定する物象の状態の量のほか、別表第二の上欄に掲げる物象の状態の量の計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令で定める。

2 前条に規定する計量単位のほか、別表第一の上欄に掲げる物象の状態の量のうち別表第三の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令で定める。

第五条 前二条に規定する計量単位のほか、これらの計量単位に十の整数乗を乗じたものを表す計量単位及びその定義は、政令で定める。

2 前二条及び前項に規定する計量単位のほか、海面における長さの計量その他の政令で定める特殊の計量に用いる長さ、質量、角度、面積、体積、速さ、加速度、圧力又は熱量の計量単位及びその定義は、政令で定める。

(織度等の計量単位)

第六条 第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量の計量単位及びその定義は、通商産業省令で定める。

(記号)

第七条 第三条から前条までに規定する計量単位の記号であつて、計量単位の記号による表記において標準となるべきものは、通商産業省令で定める。

(非法定計量単位の使用の禁止)

第八条 第三条から第五条までに規定する計量単位(以下「法定計量単位」という。)以外の計量単位(以下「非法定計量単位」という。)は、第二項第一号第一号に掲げる物象の状態の量について、取引又は証明に用いてはならない。

2 第五条第二項の政令で定める計量単位は、同項の政令で定める特殊の計量に係る取引又は証明に用いる場合でなければ、取引又は証明に用いてはならない。

3 前二項の規定は、次の取引又は証明については、適用しない。

- 一 輸出すべき貨物の取引又は証明
- 二 貨物の輸入に係る取引又は証明
- 三 日本国内に住所又は居所を有しない者その他の政令で定める者相互間及びこれらの者その他の者の者との間における取引又は証明であつて政令で定めるもの

(非法定計量単位による目盛等を付した計量器)

第九条 第二条第一項第一号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する計量器であつて非法定計量単位による目盛又は表記を付したものは、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

第五項第二項の政令で定める計量単位による目盛又は表記を付した計量器であつて、専ら同項の政令で定める特殊の計量に使用するものとして通商産業省令で定めるものの以外のものであるもの、同様とする。

2 前項の規定は、輸出すべき計量器その他の政

令で定める計量器については、適用しない。

第三章 適正な計量の実施

第一節 正確な計量

第十条 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。

2 都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区(以下「特定市町村」という。)の長は、前項に規定する者が同項の規定を遵守していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができ、ただし、第十五条第一項の規定により勧告することができない場合は、この限りでない。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができ、

第二節 商品の販売に係る計量

(長さ等の明示)

第十一条 長さ、質量又は体積の計量をして販売するに適する商品の販売の事業を行う者は、その長さ、質量又は体積を法定計量単位により示してその商品を販売するように努めなければならない。

(特定商品の計量)

第十二条 政令で定める商品(以下「特定商品」という。)の販売の事業を行う者は、特定商品とその特定物象量(特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量をいう。以下同じ。)を法定計量単位により示して販売するときは、政令で定める誤差(以下「量目公差」という。)を超えないように、その特定物象量の計量をしなければならない。

2 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、容器に入れたその特定商品を販売するときは、その容器にその特定物象量を法定計量単位

により、通商産業省令で定めるところにより、表記しなければならない。

3 前二項の規定は、次条第一項若しくは第二項又は第十四条第一項若しくは第二項の規定により表記された物象の状態の量については、適用しない。ただし、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙が破棄された場合は、この限りでない。

(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)

第十三条 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に關し密封(商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすること)をいう。以下同じ。をするとき、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に通商産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。

2 前項の政令で定める特定商品以外の特定商品の販売の事業を行う者がその特定商品をその特定物象量に關し密封をし、かつ、その容器又は包装にその特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようにその表記する特定物象量の計量をし、かつ、その表記は同項の通商産業省令で定めるところによりなければならない。

3 前二項の規定による表記には、表記する者の氏名又は名称及び住所を付記しなければならない。

(輸入した特定商品に係る特定物象量の表記)

第十四条 前条第一項の政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その特定物象量に關し密封をしたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないように計量をしたその特定物象量が同項の通商産業省令で定めるところにより表記されたものを販売しなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項の政令で定める特定商品以外の特定商品の輸入の事業を行う者がその特定物象量に關し密封をされたその特定商品を入封して販売する場合において、その容器又は包装にその特定物象量が法定計量單位により表記されたものを販売するときに準用する。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による表記に準用する。この場合において、同条第三項中「表記する者」とあるのは、「輸入の事業を行う者」と読み替へるものとする。

(勧告等)

第十五条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条第一項若しくは第二項に規定する者がこれらの規定を遵守せず、第十三条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守せず、又は前条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守しないため、当該特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に對し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定を遵守していないため第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に對し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 計量器等の使用

(使用の制限)

第十六条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く)は、取引又は証明における法定計量

單位による計量(第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であつて政令で定めるものの第六条の通商産業省令で定める計量單位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第五十一條第一項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は通商産業大臣が指定した者(以下「指定検定機関」という。)が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 通商産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であつて、第九十六条第一項(第六十一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の表示が付されているもの

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであつて、検定証印等の有効期間を経過したもの

2 通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関が電気計器(電気の取引又は証明における法定計量單位による計量に使用される特定計量器であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。)及びこれとともに使用する変成器について行う検査(以下「変成器付電気計器検査」という。)を受け、これに合格したものとして第七十二条第二項又は第三項の合番号(以下この項において単に「合番号」という。)が付されている電気計器をその合番号と同一の合番号が付されている変成器とともに使用する場合は、電氣計器を變成器とともに取引又は証明における法定計量單位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

3 車両その他の機械器具に装置して使用される特定計量器であつて政令で定めるもの(以下「車両等装置用計量器」という。)は、通商産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関が行う機械器具に装置した状態における検査(以下「装置検査」という。)を受け、これに合格したものとして第七十五条第二項の装置検査証印(有効期間を経過していないものに限り)が付されているものでなければ、取引又は証明における法定計量單位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

(特殊容器の使用)

第十七条 通商産業大臣が指定した者が製造した通商産業省令で定める型式に属する特殊容器(透明又は半透明の容器であつて通商産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)であつて、第六十三条第一項(第六十九条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の表示が付されているものに、政令で定める商品を通商産業省令で定める高さまで満たして、体積を法定計量單位により示して販売する場合におけるその特殊容器については、前条第一項の規定は、適用しない。

2 第六十三条第一項の表示が付された特殊容器に前項の通商産業省令で定める高さまでその特殊容器に係る商品を満たしていないときは、その商品は、販売してはならない。ただし、同条第二項(第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定により表記した容量によらない旨を明示したときは、この限りでない。

(使用方法的制限)

第十八条 特定の方法に従つて使用し、又は特定の物若しくは一定の範囲内の計量に使用しなれば正確に計量をすることができない特定計量器であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより使用する場合は、取引又は証明における法定計量單位による計量に使用してはならない。

第四節 定期検査

(定期検査)

第十九条 特定計量器(第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定めるものを除く。)のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであつて政令で定めるものを取引又は証明における法定計量單位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所(事業所がない者があっては、住所。以下この節において同じ。)の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合においては、特定市町村の長)が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

一 第一百七条の登録を受けた者が計量上の証明(以下「計量証明」という。)に使用する特定計量器

二 第二百七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器(前号に掲げるものを除く。)

三 第二十四条第一項の定期検査済証印、検定証印等又は第九十九条第一項の計量証明検査済証印であつて、第二十一条第二項の規定により公示された定期検査の実施の期日(以下「実施期日」という。)において、これらに表示された年月(検定証印等に表示された年月にあっては、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示されたものに限り)の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器(前二号に掲げるものを除く。)

2 第二百七条第一項の指定を受けた者は、第二十一条第一項の政令で定める期間に一回、第二百二十八条第一号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する前項の政令で

定める特定計量器(前項第一号に掲げるものを除く。が第二十三条第一項各号に適合するかどうかを同条第二項及び第三項の通商産業省令で定める方法により検査させなければならない。)

(指定定期検査機関)

第二十条 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者(以下「指定定期検査機関」という。)に、定期検査を行わせることができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定により指定定期検査機関にその定期検査の業務(以下この章において「検査業務」という。)の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

(定期検査の実施時期等)

第二十一条 定期検査は、一年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に一回、区域ごとに行う。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所並びに前条第一項の規定により指定定期検査機関にこれを行わせる場合においては、その指定定期検査機関の名称をその期日の一月前までに公示するものとする。

3 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、実施期日に定期検査を受けることができない者が、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、その届出に係る特定計量器の定期検査は、その届出があった日から一月を超えない範囲内で都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に、都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所で行う。

(事前調査)

第二十二条 都道府県知事が定期検査の実施について前条第二項の規定により公示したときは、当該定期検査を行う区域内の市町村の長は、その対象となる特定計量器の数を調査し、通商産

業省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

(定期検査の合格条件)

第二十三条 定期検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

一 検定証印等が付されていること。
二 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

三 その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えないこと。

2 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、第七十一条第一項の基準器検査に合格した計量器(第七十一条第三項の通商産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の通商産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。

(定期検査済証印等)

第二十四条 定期検査に合格した特定計量器には、通商産業省令で定めるところにより、定期検査済証印を付する。

2 前項の定期検査済証印には、その定期検査を行った年月を表示するものとする。

3 定期検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

(定期検査に代わる計量士による検査)

第二十五条 第十九条第一項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器であつて、その特定計量器の種類に応じて通商産業省令で定める計量士が、第二十三条第二項及び第三項の通商産業省令で定める方法による検査を実施期日前第十九条第一項第三号の政令で定める期間以内に行い、第三項の規定により表示を付したものについて、これを使用する者が、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に実施期日までその旨を届け

出たときは、当該特定計量器については、同条の規定にかかわらず、当該定期検査を受けることを要しない。

2 前項の規定による届出は、次項の規定により交付された証明書添えて、通商産業省令で定めるところによりしなければならない。

3 第一項の検査をした計量士は、その特定計量器が第二十三条第一項各号に適合するときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書をその特定計量器を使用する者に交付し、その特定計量器に通商産業省令で定める方法により表示及び検査をした年月を付することが出来る。

第五節 指定定期検査機関

(指定)
第二十六条 第二十条第一項の指定は、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

(資格条件)

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、第二十条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十八条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十五条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)
第二十八条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第二十条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。

二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条四の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 検査業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて定期検査が不公正になるおそれがないものであること。

五 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(定期検査の方法)

第二十九条 指定定期検査機関は、定期検査を行うときは、前条第一号に規定する器具、機械又は装置を用い、かつ、同条第二号に規定する者に定期検査を実施させなければならない。

(業務規程)
第三十条 指定定期検査機関は、検査業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第一項の認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第三十一条 指定定期検査機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(業務の休廃止)

第三十二条 指定定期検査機関は、都道府県知事又は特定市町村の長の許可を受けなければ、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第三十三条 指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定定期検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。

(役員及び解任)

第三十四条 指定定期検査機関の役員は、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。

(解任命令)

第三十五条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関の役員又は第二十八条第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定定期検査機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員地位)

第三十六条 検査業務に従事する指定定期検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第三十七条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が第二十八条第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定定期検査機関に対し、これらの規

定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十八条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第二十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第三十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで定期検査を行ったとき。

四 第三十条第三項、第三十五条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十条第一項の指定を受けたとき。

(都道府県知事等による検査業務の実施)

第三十九条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が第三十二条の許可を受けて検査業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条の規定により指定定期検査機関に対し検査業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定定期検査機関が天災その他の事由により検査業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該検査業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事若しくは特定市町村の長が前項の規定により検査業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定定期検査機関が第三十二条の許可を受けて検査業務の全部若しくは一部を廃止した場合又は前条の規定により指定定期検査機関の指定を取り消した場合における検査業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

第四章 正確な特定計量器等の供給

第一節 製造

(事業の届出)

第四十条 特定計量器の製造の事業を行おうとする者(自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者を除く)は、通商産業省令で定める事業の区分(第二号において単に「事業の区分」という)に従い、あらかじめ、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該特定計量器を製造しようとする工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であつて、通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

2 前項の規定による届出は、電気計器以外の特定計量器に係る場合にあつては、通商産業省令で定めるところにより、都道府県知事を経由してしなければならない。

(承継)

第四十一条 前条第一項の規定による届出をした者(以下「届出製造事業者」という)がその届出に係る事業の全部を譲渡し、又は届出製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その届出製造事業者の地位を承継する。

(変更の届出等)

第四十二条 届出製造事業者は、第四十条第一項第一号、第三号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により届出製造事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

3 第四十条第二項の規定は、第一項の規定による届出に準用する。

(検査義務)

第四十三条 届出製造事業者は、特定計量器を製造したときは、通商産業省令で定める基準に従つて、当該特定計量器の検査を行わなければならない。ただし、第十六条第一項第二号ロの指定を受けた者が第九十五条第二項の規定により検査を行う場合は、この限りでない。

(改善命令)

第四十四条 通商産業大臣は、届出製造事業者が前条の通商産業省令で定める基準に従つて特定計量器の検査を行っていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があると認めるときは、その届出製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査の方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、前条ただし書の場合は、この限りでない。

(廃止の届出)

第四十五条 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 第四十条第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

第二節 修理

(事業の届出)

第四十六条 特定計量器の修理(通商産業省令で定める軽微な修理を除く。第四十九条第三項を除き、以下同じ)の事業を行おうとする者(自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の修理の事業を行う者を除く)は、通商産業省令で定める事業の区分(第二号において単に「事業の区分」という)に従い、あ

らかじめ、次の事項を、電気計器に係る場合にあっては通商産業大臣に、その他の特定計量器に係る場合にあっては当該特定計量器の修理をしようとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、届出製造事業者が第四十条第一項の規定による届出に係る特定計量器の修理の事業を行おうとするときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該特定計量器の修理をしようとする事業所の名称及び所在地

四 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であつて、通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

2 第四十一条、第四十二条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定は、前項の規定による届出をした者(以下「届出修理事業者」という。)に準用する。この場合において、第四十二条第一項及び前条第一項中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事(電気計器の届出修理事業者にあつては、通商産業大臣)」と読み替へるものとする。

(検査義務)

第四十七条 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、通商産業省令で定める基準に従つて、当該特定計量器の検査を行わなければならない。

(改善命令)

第四十八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、届出製造事業者又は届出修理事業者が前条の通商産業省令で定める基準に従つて特定計量器の検査を行つていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があるとき、その届出製造事業者又は届出修理事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又は

はその検査の方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(検定証印等の除去)

第四十九条 検定証印等、第七十四条第二項若しくは第三項の合番号又は第七十五条第二項の装置検査証印が付されている特定計量器の改造(第二条第五項の通商産業省令で定める改造に限る。次項において同じ。)又は修理をした者は、これらの検定証印等、合番号又は装置検査証印を除去しなければならない。ただし、届出製造事業者若しくは届出修理事業者が当該特定計量器について、又は第二百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器について、通商産業省令で定める修理をした場合において、その修理をした特定計量器の性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えないときは、この限りでない。

2 第八十四条第一項(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)の表示が付されている特定計量器の改造又は修理をした者は、その表示を除去しなければならない。ただし、届出製造事業者若しくは届出修理事業者が当該特定計量器について、又は第二百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器について通商産業省令で定める修理をした場合は、この限りでない。

3 変成器の製造又は修理の事業を行う者は、第七十四条第二項の合番号が付されている変成器の改造又は修理(通商産業省令で定める軽微な修理を除く。)をしたときは、その合番号を除去しなければならない。

(有効期間のある特定計量器に係る修理)

第五十条 届出製造事業者又は届出修理事業者は、第七十二条第二項の政令で定める特定計量器であつて一定期間の経過後修理が必要となるものとして政令で定めるものについて、通商産

業省令で定める基準に従つて修理をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

2 前項の表示には、その修理をした年を表示するものとする。

3 何人も、第一項に規定する場合を除くほか、特定計量器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第三節 販売

(事業の届出)

第五十一条 政令で定める特定計量器の販売(輸出のための販売を除く。)の事業を行おうとする者は、通商産業省令で定める事業の区分(第二号において単に「事業の区分」という。)に従い、あらかじめ、次の事項を、当該特定計量器の販売をしようとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、届出製造事業者又は届出修理事業者が第四十条第一項又は第四十六条第一項の規定による届出に係る特定計量器であつてその者が製造又は修理をしたものの販売の事業を行おうとするときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該特定計量器の販売をしようとする営業所の名称及び所在地

2 第四十一条、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項の規定は、前項の規定による届出をした者に準用する。この場合において、第四十二条第一項及び第四十五条第一項中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(遵守事項)

第五十二条 通商産業大臣は、通商産業省令で、前条第一項の政令で定める特定計量器の販売に当たりその販売の事業を行う者(以下この条において「販売事業者」という。)が遵守すべき事項

を定めることができる。

2 都道府県知事は、販売事業者が前項の通商産業省令で定める事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障を生じていると認めるときは、当該販売事業者に対し、これを遵守すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項の通商産業省令で定める事項を遵守しないため第二項の規定による勧告を受けた販売事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四節 特別な計量器

(製造等における基準適合義務)

第五十三条 主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器(第五十七条第一項の政令で定める特定計量器を除く。)であつて政令で定めるものの届出製造事業者は、当該特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

2 前項の政令で定める特定計量器の輸入の事業を行う者は、当該特定計量器の販売するとき、同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

(表示)

第五十四条 前条第一項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者は、当該特定計量器を販売する時までに、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を付さなければならぬ。

2 前項の規定は、前条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は販売される特定計量器及び検定証印等が付された特定計量器については、適用しない。

3 何人も、第一項に規定する場合を除くほか、特定計量器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第五十五条 第五十三条第一項の政令で定める特定計量器の販売の事業（同項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者が行うその製造又は輸入をした特定計量器の販売の事業を除く。）を行う者は、前条第一項の表示又は検定証印等が付されているものでなければ、当該特定計量器を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

(改善命令)

第五十六条 通商産業大臣は、第五十三条第一項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者が同条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、その製造し、又は販売する特定計量器が同条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(譲渡等の制限)

第五十七条 体温計その他の政令で定める特定計量器の製造、修理又は輸入の事業を行う者は、検定証印等（第七十二条第二項の政令で定める特定計量器にあっては、有効期間を経過していないものに限り、次項において同じ。）が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は修理を委託した者に引き渡してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は引き渡す場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

2 前項の政令で定める特定計量器の販売の事業を行う者（同項に規定する者を除く。）は、検定証印等が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は譲渡し、若しくは貸し渡すために所持してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、又は貸し渡す場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

第五節 特殊容器製造事業

第五十八条 第十七条第一項の指定は、特殊容器の製造の事業を行う者（以下この節において「製造者」という。）又は外国において本邦に輸出される特殊容器の製造の事業を行う者（以下この節において「外国製造者」という。）の申請により、その工場又は事業場ごとに行う。

(指定の申請)

第五十九条 第十七条第一項の指定を受けようとする製造者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特殊容器の製造及び検査の方法に関する事項（通商産業省令で定めるものに限り。）
- 四 その者が製造した特殊容器であることを表示するための記号

(指定の基準)

第六十条 第六十七条の規定により指定を取り消され、その取消の日から一年を経過しない製造者は、第十七条第一項の指定を受けることができない。

2 通商産業大臣は、第十七条第一項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 特殊容器の製造の方法が通商産業省令で定める基準に適合するものであること
- 二 特殊容器の検査の方法が通商産業省令で定める基準に適合するものであること

(承認)

第六十一条 第十七条第一項の指定を受けた製造者（以下「指定製造者」という。）が当該指定に係る事業の全部を譲渡し、又は指定製造者について相統若しくは合併があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相統人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その指定製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相統人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が前条第一項に該当するときは、この限りでない。

(変更の届出等)

第六十二条 指定製造者は、第五十九条各号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(表示)

2 前項の場合において、前条の規定により指定製造者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

- 第六十三条 指定製造者は、その指定に係る工場又は事業場において製造した特殊容器が次の各号に適合するものであるときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。
- 一 第十七条第一項の通商産業省令で定める型式に属すること
- 二 その器差が通商産業省令で定める容量公差を超えないこと

3 何人も、第一項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する場合を除くほか、特殊容器に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(適合命令)

第六十四条 通商産業大臣は、指定製造者が第六十条第二項各号に適合しなくなったと認めるときは、その指定製造者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(廃止の届出)

第六十五条 指定製造者は、その指定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(指定の失効)

第六十六条 指定製造者がその指定に係る事業を廃止したときは、その指定は効力を失う。

(指定の取消)

第六十七条 通商産業大臣は、指定製造者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第六十二条第一項又は第六十三条第二項若しくは第三項の規定に違反したとき
- 二 第六十四条の規定による命令に違反したとき
- 三 不正の手段により第十七条第一項の指定を受けたとき

(表示の除去)

第六十八条 特殊容器の輸入（商品を入れ、その商品とともに輸入する場合を含む。以下この条において同じ。）の事業を行う者（以下「特殊容器輸入者」という。）は、第六十三条第一項（次条第一項において準用する場合を含む。）の規定により

り表示が附されている場合を除くほか、第六十三条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が附されている特殊容器を輸入したときは、これを譲渡し、又は貸し渡す時までにその表示を除去しなければならぬ。

(外国製造者に係る指定)

第六十九条 第五十九条及び第六十条の規定は外国製造者に係る第七十七条第一項の指定に、第六十一条から第六十七条までの規定は同項の指定を受けた外国製造者(以下「指定外国製造者」という。)に準用する。この場合において、第六十条第一項中「第六十七条」とあるのは「第六十九条第一項において準用する第六十七条又は第六十九条第二項」と、第六十三条第三項中「何人も」とあるのは「指定外国製造者は」と、「特殊容器」とあるのは「本邦に輸出される特殊容器」と、第六十四条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第六十七条第二号中「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかったとき」と読み替えるものとする。

2 通商産業大臣は、前項において準用する第六十七条の規定によるもののほか、指定外国製造者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定外国製造者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

二 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定外国製造者の工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫において、特殊容器、特殊容器の製造若しくは検査のための設備、帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係人に質問せよとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁

がされたとき。

三 次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 前項第二号の規定による検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける指定外国製造者の負担とする。

第五章 検定等

第一節 検定、変成器付電気計器検査及び装置検査

(検定の申請)

第七十条 特定計量器について第十六条第一項第二号イの検定(以下単に「検定」という。)を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

(合格条件)

第七十一条 検定を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

一 その構造(性能及び材料の性質を含む。以下同じ。)が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 その器差が通商産業省令で定める検定公差を超えないこと。

2 前項第一号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。ただし、第八十四条第一項(第八十九条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の表示が附された特定計量器(第五十条第一項の政令で定める特定計量器であつて第八十四条第一項の表示が附されてから特定計量器ごとに通商産業省令で定める期間を経過したものにあつては、第五十条第一項の表示が附され、かつ、同項の表示が附されてから通商産業省令で定める期間を経過していないものに限る。)は、その検定に際しては、同号の通商産業省令で定める技術上の基準(性能に関するものであつてこれに適合するかどうかを個々に定める

必要があるものとして通商産業省令で定めるものを除く。)に適合するものとみなす。

3 第一項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、第二百一条第一項の基準器検査に合格した計量器(通商産業省令で定める特定計量器の器差については、通商産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。

(検定証印)

第七十二条 検定に合格した特定計量器には、通商産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。

2 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。

3 第十九条第一項又は第十六条第一項の政令で定める特定計量器の検定証印には、その検定を行った年月を表示するものとする。

4 検定に合格しなかった特定計量器に検定証印等が附されているときは、その検定証印等を除去する。

5 検定を行った電気計器に第七十四条第二項又は第三項の合番号が附されているときは、その合番号を除去する。

(変成器付電気計器検査の申請)

第七十三条 電気計器について変成器付電気計器検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請を行う場合には、電気計器にこれとともに使用する変成器を添えなければならぬ。ただし、次条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して通商産業省令で定める期間を経過していないものが

付されている変成器とともに使用しようとする電気計器について変成器付電気計器検査を受ける場合において、その変成器に関し通商産業省令で定める事項を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(合格条件及び合番号)

第七十四条 通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、通商産業省令で定める方法により変成器付電気計器検査を行い、電気計器及びこれとともに使用される変成器が次の各号(前条第二項ただし書の規定により変成器が添えられていない場合にあつては、第二号)に適合するときは、合格とする。

一 変成器の構造及び誤差が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 電気計器が当該変成器とともに使用される場合の誤差が通商産業省令で定める公差を超えないこと。

2 前条第二項ただし書に規定する場合を除くほか、変成器付電気計器検査に合格した電気計器及びこれとともに使用する変成器には、通商産業省令で定めるところにより、合番号を付する。この場合において、変成器に付する合番号には、変成器付電気計器検査を行った日を表示するものとする。

3 前条第二項ただし書に規定する場合において、変成器付電気計器検査に合格した電気計器には、通商産業省令で定めるところにより、当該変成器に付されている合番号と同一の合番号を付する。

4 変成器付電気計器検査に合格しなかった電気計器又はこれとともに使用する変成器に前二項の合番号が附されているときは、これを除去する。

(装置検査)

第七十五条 車両等装置用計量器について装置検査を受けようとする者は、政令で定める区分に

従い、通商産業大臣、都道府県知事又は指定検
定機関に申請書を提出しなければならない。

2 通商産業大臣、都道府県知事又は指定検
定機関は、通商産業省令で定める方法により装置検
査を行い、車両等装置用計量器が通商産業省令
で定める技術上の基準に適合するときは合格と
し、通商産業省令で定めるところにより、装置
検査証印を付する。

3 装置検査証印の有効期間は、車両等装置用計
量器ごとに政令で定める期間とし、その満了の
年月を装置検査証印に表示するものとする。

4 装置検査に合格しなかった車両等装置用計量
器に装置検査証印が付されているときは、これ
を除去する。

第二節 型式の承認

(製造事業者に係る型式の承認)

第七十六条 届出製造事業者は、その製造する特
定計量器の型式について、政令で定める区分に
従い、通商産業大臣又は日本電気計器検定所の
承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項
を記載した申請書を通商産業大臣又は日本電気
計器検定所に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
は、その代表者の氏名

二 第四十条第一項の通商産業省令で定める事
業の区分

三 当該特定計量器を製造する工場又は事業場
の名称及び所在地

四 第四十条第一項の規定による届出の年月日

3 前項の申請書には、通商産業省令で定めると
ころにより、試験用の特定計量器及び構造図そ
の他の書類を添えなければならない。ただし、
第七十八条第一項の試験に合格した特定計量器
の型式について第一項の承認を受けようとする
場合において、当該試験に合格したことを証す
る書面を添えたときは、この限りでない。

(承認の基準)

第七十七条 第八十八条(第八十九条第四項にお
いて準用する場合を含む。)又は第八十九条第五
項の規定により承認を取り消され、その取消し
の日から一年を経過しない者は、前条第一項の
承認を受けることができない。

2 通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、前
条第一項の承認の申請に係る特定計量器の構造
が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定
める技術上の基準に適合するときは、その承認
をしなければならない。

(指定検定機関の試験)

第七十八条 届出製造事業者は、第七十六条第一
項の承認を受けようとする型式の特定計量器に
ついて、当該特定計量器の検定を行う指定検定
機関の行う試験を受けることができる。

2 前項の試験を受けようとする届出製造事業者
は、通商産業省令で定めるところにより、試験
用の特定計量器及び構造図その他の書類を当該
指定検定機関に提出しなければならない。

3 第一項の試験においては、その試験用の特定
計量器の構造が第七十一条第一項第一号の通商
産業省令で定める技術上の基準に適合するとき
は、合格とする。

(変更の届出等)

第七十九条 第七十六条第一項の承認を受けた届
出製造事業者(以下「承認製造事業者」という。)
は、同条第二項第一号又は第三号の事項に変更
があったときは、遅滞なく、その旨を通商産業
大臣又は日本電気計器検定所に届け出なければ
ならない。

2 第六十一条及び第六十二条第二項の規定は、
承認製造事業者に準用する。この場合におい
て、第六十一条中「前条第一項」とあるのは、第
七十七条第一項と、同項中「前項」とあるのは
「第七十九条第一項」と読み替えるものとする。
(承認製造事業者に係る基準適合義務)
第八十条 承認製造事業者は、その承認に係る型
式に属する特定計量器を製造するときは、当該

式に属する特定計量器を製造するときは、当該

特定計量器が第七十一条第一項第一号の通商産
業省令で定める技術上の基準(同条第二項の通
商産業省令で定めるものを除く。以下「製造技
術基準」という。)に適合するようにしなければ
ならない。ただし、輸出のため当該特定計量器
を製造する場合においてあらかじめ都道府県知
事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量
器を製造する場合は、この限りでない。

(輸入事業者に係る型式の承認等)
第八十一条 特定計量器の輸入の事業を行う者
(以下「輸入事業者」という。)は、その輸入する
特定計量器の型式について、第七十六条第一項
の政令で定める区分に従い、通商産業大臣又は
日本電気計器検定所の承認を受けることができ
る。

2 第七十六条第二項(第二号及び第四号を除
く。)及び第三項、第七十七条並びに第七十八条
の規定は、前項の承認に準用する。この場合
において、第七十六条第二項第三号中「製造する
工場又は事業場の名称及び所在地」とあるのは、
「製造する者の氏名又は名称及び住所」と読み替
えるものとする。

3 第六十一条、第六十二条第二項及び第七十九
条第一項の規定は、第一項の承認を受けた輸入
事業者(以下「承認輸入事業者」という。)に準用
する。この場合において、第六十一条中「前条
第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、第
六十二条第二項中「前項」とあるのは「第八十
一条第三項において準用する第七十九条第一項」
と読み替えるものとする。

(承認輸入事業者に係る基準適合義務)
第八十二条 承認輸入事業者は、その承認に係る
型式に属する特定計量器を販売するときは、製
造技術基準に適合するものを販売しなければな
らない。ただし、輸出のため当該特定計量器を
販売する場合において、あらかじめ、都道府県
知事に届け出たときは、この限りでない。

(承認の有効期間等)

第八十三条 第七十六条第一項及び第八十一条第
一項の承認は、特定計量器ごとに政令で定める
期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間
の経過によって、その効力を失う。

2 前項の承認の更新の申請に必要の手続的
事項は、通商産業省令で定める。
(表示)
第八十四条 承認製造事業者又は承認輸入事業者
は、その承認に係る型式に属する特定計量器
(第八十条ただし書又は第八十二条ただし書の
規定の適用を受けて製造され、又は販売される
ものを除く。)を製造し、又は輸入したときは、
通商産業省令で定めるところにより、これに表
示を付することができる。

2 第五十条第一項の政令で定める特定計量器に
付する前項の表示には、その表示を付した年を
表示するものとする。

3 何人も、第一項(第八十九条第四項において
準用する場合を含む。)に規定する場合を除くほ
か、特定計量器に第一項の表示又はこれと紛ら
わしい表示を付してはならない。
(表示の除去)
第八十五条 輸入事業者は、前条第一項(第八十
九条第四項において準用する場合を含む。)の規
定により表示が付されている場合を除くほか、
前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が
付されている特定計量器を輸入したときは、こ
れを譲渡し、若しくは貸し渡し、又はこれにつ
いて検定を受ける時までその表示を除去しな
ければならない。

(改善命令)
第八十六条 通商産業大臣は、承認製造事業者又
は承認輸入事業者が第八十条又は第八十二条の
規定に違反していると認めるときは、その者に
対し、その製造し、又は輸入する特定計量器が
製造技術基準に適合するために必要な措置をと
るべきことを命ずることができる。

(承認の失効)

第八十七條 承認製造事業者がその届出に係る特定計量器の製造の事業を廃止したとき、又は承認輸入事業者が特定計量器の輸入の事業を廃止したときは、その承認は効力を失う。
(承認の取消し)

第八十八條 通商産業大臣は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 第七十九條第一項(第八十一條第三項において準用する場合を含む。)又は第八十四條第三項の規定に違反したとき。
- 二 第四十四條又は第八十六條の規定による命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第七十六條第一項又は第八十一條第一項の承認を受けたとき。

(外国製造事業者に係る型式の承認等)

第八十九條 外国において本邦に輸出される特定計量器の製造の事業を行う者(以下「外国製造事業者」という。)は、その特定計量器の型式について、第七十六條第一項の政令で定める区分に従い、通商産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けた外国製造事業者(以下「承認外国製造事業者」という。)は、その承認に係る型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるものを製造するときは、当該特定計量器が製造技術基準に適合するようにしなければならない。

3 第七十六條第二項(第二号及び第四号を除く。)及び第三項、第七十七條、第七十八條並びに第八十三條の規定は、第一項の承認に準用する。

る。

第六十一條、第六十二條第二項、第七十九條第一項、第八十四條第一項及び第三項並びに前三條の規定は、承認外国製造事業者に準用する。この場合において、第六十一條中「前条第一項」とあるのは「第八十九條第三項において準用する第七十七條第一項」と、第六十二條第二項中「前項」とあるのは「第八十九條第四項において準用する第七十九條第一項」と、第八十四條第三項中「何人も」とあるのは「承認外国製造事業者は」と、「特定計量器」とあるのは「本邦に輸出される特定計量器」と、第八十六條中「第八十條又は第八十二條」とあるのは「第八十九條第二項」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、前条第二号中「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかったとき」と読み替へるものとする。

5 通商産業大臣は、前項において準用する前条の規定によるものほか、承認外国製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、承認外国製造事業者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 二 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、承認外国製造事業者の工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫において、特定計量器、帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係人に質問させようとした場合において、その検査が拒

まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

三 前号の規定による検査において、通商産業大臣が、承認外国製造事業者に対し、その所在の場所において職員に検査させることが著しく困難であると認められる特定計量器を期限を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかったとき。

6 国は、前項第三号の規定による請求によって生じた損失を承認外国製造事業者に対し補償しなければならない。この場合において、補償すべき損失は、同号の規定による請求により通常生ずべき損失とする。

第三節 指定製造事業者
第九十條 第十六條第一項第二号の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、第四十條第一項の通商産業省令で定める事業の区分(次条第一項において単に「事業の区分」という。)に従い、その工場又は事業場ごとに行う。

五 品質管理の方法に関する事項(通商産業省令で定めるものに限る。)

2 前項の規定により申請をした届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、政令で定める区分に従い、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第九十三條第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

(指定の基準)
第九十二條 次の各号の一に該当する届出製造事業者は、第十六條第一項第二号の指定を受けることができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第九十九條の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

2 通商産業大臣は、第十六條第一項第二号の指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が通商産業省令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

(指定検定機関の調査)
第九十三條 届出製造事業者は、第十六條第一項第二号の指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行い調査を受けることができる。

第九十條 第十六條第一項第二号の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、第四十條第一項の通商産業省令で定める事業の区分(次条第一項において単に「事業の区分」という。)に従い、その工場又は事業場ごとに行う。

第九十一條 第十六條第一項第二号の指定を受けようとする届出製造事業者は、次の事項を記載した申請書を、通商産業大臣に提出しなければならない。

五 品質管理の方法に関する事項(通商産業省令で定めるものに限る。)

2 前項の規定により申請をした届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、政令で定める区分に従い、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第九十三條第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

(指定の基準)
第九十二條 次の各号の一に該当する届出製造事業者は、第十六條第一項第二号の指定を受けることができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第九十九條の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

2 通商産業大臣は、第十六條第一項第二号の指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が通商産業省令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

(指定検定機関の調査)
第九十三條 届出製造事業者は、第十六條第一項第二号の指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行い調査を受けることができる。

第九十條 第十六條第一項第二号の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、第四十條第一項の通商産業省令で定める事業の区分(次条第一項において単に「事業の区分」という。)に従い、その工場又は事業場ごとに行う。

第九十一條 第十六條第一項第二号の指定を受けようとする届出製造事業者は、次の事項を記載した申請書を、通商産業大臣に提出しなければならない。

2 指定検定機関は、前項の調査をした工場又は事業場における品質管理の方法が前条第二項の通商産業省令で定める基準に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付するものとする。

(変更の届出等)

第九十四条 第十六条第一項第二号ロの指定を受けた届出製造事業者(以下「指定製造事業者」という。)は、第九十一条第一項第五号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 第六十一条及び第六十二条第二項の規定は、指定製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第九十二条第一項」と、同項中「前項」とあるのは「第九十四条第一項」と読み替えるものとする。

(基準適合義務等)

第九十五条 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の通商産業省令で定めるものに適合し、かつ、その器差が同条第一項第二号の通商産業省令で定める検定公差を超えないようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

2 指定製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その指定に係る工場又は事業場に

において製造する第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器(前項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)について、検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第九十六条 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器(前条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)を製造したときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

2 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器に付する前項の表示の有効期間は、同条第二項の政令で定める期間とし、その満了の年月をその表示に表示するものとする。

3 第九十一条第一項又は第九十六条第一項の政令で定める特定計量器に付する第一項の表示には、その表示を付した年月を表示するものとする。

(表示の制限)

第九十七条 何人も、前条第一項(第百一条第三項において準用する場合を含む。)に規定する場合を除くほか、特定計量器に前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 輸入事業者は、前条第一項(第百一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されている場合を除くほか、前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特定計量器を輸入したときは、これを譲渡

し、又は貸し渡す時までにその表示を除去しなければならない。

(改訂命令)

第九十八条 通商産業大臣は、次の場合には、指定製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の改善、品質管理の業務の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 当該指定に係る工場又は事業場における品質管理の方法が第九十二条第二項の通商産業省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

二 第九十五条第一項の規定に違反しているとき。

(指定の取消し)

第九十九条 通商産業大臣は、指定製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第八十四条第三項、第九十四条第一項、第九十五条第二項又は第九十七条第一項の規定に違反したとき。

二 第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 第八十六条又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第十六条第一項第二号ロの指定を受けたとき。

(準用)

第一百条 第四十条第二項の規定は第九十一条第一項の申請書の提出及び第九十四条第一項の規定による届出に、第六十六条の規定は指定製造事業者に準用する。

(外国製造事業者に係る指定等)

第一百条 第十六条第一項第二号ロの指定を受けようとする外国製造事業者は、第九十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 第十六条第一項第二号ロの指定を受けた外国製造事業者(以下「指定外国製造事業者」という。)は、その指定に係る工場又は事業場において、第八十九条第一項の承認を受けた型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるものを製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の通商産業省令で定めるものに適合し、かつ、その器差が同条第一項第二号の通商産業省令で定める検定公差を超えないようにしなければならない。

3 第九十二条の規定は第一項の規定による申請に係る第十六条第一項第二号ロの指定に、第六十一条、第六十二条、第六十五条、第六十六条、第八十九条第五項及び第六項、第九十四条第一項、第九十五条第二項、第九十六条第一項、第九十七条第一項、第九十八条並びに第九十九条の規定は指定外国製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第百一条第三項において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第九十一条第一項第一号から第三号まで」と、第八十九条第五項中「前項において準用する前条」とあるのは「第百一条第三項において準用する第九十九条」と、第九十五条第二項中「第七十六条第一項の

承認に係る型式に属する特定計量器（前項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）とあり、及び第九十六条第一項中第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器（前条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）とあるのは「第八十九条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるもの」と、第九十七条第一項中「何人も」とあるのは「指定外国製造事業者は」と、「特定計量器」とあるのは「特定計量器で本邦に輸出されるもの」と、第九十八条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第二号中「第九十五条第一項」とあるのは「第一百一条第二項」と、第九十九条第一号中「第八十四条第三項」とあるのは「第八十九条第四項において準用する第八十四条第三項」と、同条第三号中「第八十六条」とあるのは「第八十九条第四項において準用する第八十六条」と、「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかったとき」と読み替えるものとする。

第四節 基準器検査

（基準器検査）

第二百二条 検定、定期検査その他計量器の検査であつて通商産業省令で定めるものに用いる計量器の検査（以下「基準器検査」という。）は、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う。

2 基準器検査を行う計量器の種類及びこれを受けることができる者は、通商産業省令で定める。

（基準器検査の合格条件）

第二百三条 基準器検査を行った計量器が次の各号

に適合するときは、合格とする。

一 その構造が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 その器差が通商産業省令で定める基準に適合すること。

2 前項第一号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、その計量器について計量器の校正をして定めるものとする。

（基準器検査証印）

第二百四条 基準器検査に合格した計量器（以下「基準器」という。）には、通商産業省令で定めるところにより、基準器検査証印を付する。

2 基準器検査証印の有効期間は、計量器の種類ごとに通商産業省令で定める期間とする。

3 基準器検査に合格しなかった計量器に基準器検査証印が付されているときは、その基準器検査証印を除去する。

（基準器検査成績書）

第二百五条 計量器が基準器検査に合格したときは、基準器検査を申請した者に対し、器差、器差の補正の方法及び前条第二項の有効期間を記載した基準器検査成績書を交付する。

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

3 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかった計量器に係る基準器検査成績書の交付を受けているときは、その記載に消印を付する。

4 基準器を譲渡し、又は貸し渡すときは、基準

器検査成績書をもとにしなければならない。

第五節 指定検定機関

第二百六条 第十六条第一項第二号イの指定は、政令で定める区分ごとに、検定（変成器付電気計器検査、装置検査、第七十八条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験及び第九十三条第一項の調査を含む。以下この条において同じ。）を行うおうとする者の申請により行う。

2 指定検定機関は、検定を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第二十七条から第三十八条までの規定は、指定検定機関及び検定に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「通商産業大臣」と、第二十七条、第二十八条及び第三十八条第五号中「第二十條第一項」とあるのは「第十六条第一項第二号イ」と読み替えるものとする。

第六章 計量証明の事業

第一節 計量証明の事業

（計量証明の事業の登録）

第二百七条 計量証明の事業であつて次に掲げるものを行うとする者は、通商産業省令で定める事業の区分（次条において単に「事業の区分」という。）に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、国又は地方公共団体が当該計量証明の事業を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて

登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、この限りでない。

一 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業
二 濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業（前号に掲げるものを除く。）

（登録の申請）

第二百八条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書をその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 事業所の所在地

四 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置であつて通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

五 その事業に係る業務に従事する者であつて次に掲げるものの氏名（イに掲げるものにあつては、氏名及びその登録番号）及びその職務の内容

イ 事業の区分に応じて通商産業省令で定める計量士

ロ 事業の区分に応じて通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者

(登録の基準)

第百九条 都道府県知事は、第百七条の登録の申請が次の各号に適合するときは、その登録をしなければならぬ。

- 一 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 前条第五号イ又はロに掲げる者が当該事業に係る計量管理(計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。以下同じ。)を行うものであること。

(事業規程)
第百十條 第百七条の登録を受けた者(以下「計量証明事業者」という。)は、その登録に係る事業の実施の方法に関し通商産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

2 都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、前項の規定による届出に係る事業規程を変更すべきことを命ずることができる。

(適合命令)

第百十一條 都道府県知事は、計量証明事業者が第百九条各号に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の失効)

第百十二條 計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又はその登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失う。

(登録の取消し等)

第百十三條 都道府県知事は、計量証明事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

- 一 一次条において準用する第六十二條第一項又は第百十六條の規定に違反したとき。
- 二 一次条において準用する第九十二條第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 三 第百十條第二項又は第百十一條の規定による命令に違反したとき。
- 四 第百十條第一項の規定による届出に係る事業規程を実施していないと認めるとき。
- 五 不正の手段により第百七条の登録を受けたとき。

(準用)

第百十四條 第九十二條第一項の規定は第百七条の登録に、第六十一條、第六十二條及び第六十五條の規定は計量証明事業者に準用する。この場合において、第九十二條第一項第一号及び第二号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「第九十九條」とあるのは「第百十三條」と、第六十一條中「前条第一項」とあるのは「第百十四條において準用する第九十二條第一項」と、第六十二條第一項中「第五十九條各号」とあるのは「第百八條第一号又は第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。

(通商産業省令への委任)

第百十五條 第百七条から前条までに規定するもののほか、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の謄本の交付及び閲覧その他の計量証明の実務の登録に関する事項は、通商産業省令で定める。

第二節 計量証明検査

(計量証明検査)

第百十六條 計量証明事業者は、第百七条の登録を受けた日から特定計量器ごとに政令で定める期間ごとに、通商産業省令で定めるところにより、計量証明に使用する特定計量器(第十六條第一項の政令で定めるものを除く。)であつて政令で定めるものについて、その登録をした都道府県知事が行う検査(以下「計量証明検査」という。)を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

- 一 検定証印等であつて、第七十二條第三項又は第九十六條第三項の規定によりこれらに表示された年月の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過しないものが付されている特定計量器
- 二 第百二十七條第一項の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器(前号に掲げるものを除く。)

2 第百二十七條第一項の指定を受けた計量証明事業者は、前項各号列記以外の部分の政令で定める期間に一回、第百二十八條第一号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する同項の政令で定める特定計量器が、第百十八條第一項各号に適合するかどうかを同条第

二項及び第三項の通商産業省令で定める方法により検査させなければならない。

(指定計量証明検査機関)

第百十七條 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定計量証明検査機関」という。)に、計量証明検査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定計量証明検査機関にその計量証明検査の業務(以下この節において「検査業務」という。)の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

(計量証明検査の合格条件)
第百十八條 計量証明検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 検定証印等(第七十二條第二項の政令で定める特定計量器にあっては、有効期間を経過していないものに限る。)が付されていること。
- 二 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 三 その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えないこと。

2 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器(第七十一條第三項の通商産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の通商産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。

(計量証明検査済証印等)

第百十九條 計量証明検査に合格した特定計量器には、通商産業省令で定めるところにより、計量証明検査済証印を付する。

2 前項の計量証明検査済証印には、その計量証明検査を行った年月を表示するものとする。

3 計量証明検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

(計量証明検査に代わる計量士による検査)

第百二十条 第百十六條第一項の規定により計量証明検査を受けなければならない特定計量器であつて、その特定計量器の種類に応じて通商産業省令で定める計量士が、第百十八條第二項及び第三項の通商産業省令で定める方法による検査を通商産業省令で定める期間内に行い、次項において準用する第二十五條第三項の規定により表示を付したものである。その計量証明事業者がその事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、第百十六條第一項の規定にかかわらず、計量証明検査を受けることを要しない。

2 第二十五條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第二十三條第一項各号」とあるのは、「第百十八條第一項各号」と読み替へるものとする。

(指定計量証明検査機関の指定等)

第百二十一条 第百十七條第一項の指定は、検査業務を行う者とする者の申請により行う。

2 第二十七條から第三十九條まで及び第百六條第二項の規定は、指定計量証明検査機関及び計量証明検査に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあり、及び第百六條第二項中「通商産業大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第二十七條

第二十八條及び第三十八條第五号中「第二十条第一項」とあるのは「第百十七條第一項」と読み替へるものとする。

第七章 適正な計量管理

第一節 計量士

(登録)

第百二十二條 通商産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。

2 次の各号の一に該当する者は、通商産業省令で定める計量士の区分(以下単に「計量士の区分」という。)ごとに、氏名、生年月日その他通商産業省令で定める事項について、前項の規定による登録を受けて、計量士となることができる。

一 計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて通商産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者

二 計量講習所の課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて通商産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者であつて、計量行政審議会が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めた者

3 次の各号の一に該当する者は、第一項の規定による登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 次条の規定により計量士の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

(登録の取消し等)

第百二十三條 通商産業大臣は、計量士が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 前号に規定する場合のほか、特定計量器の検査の業務について不正の行為をしたとき。

三 不正の手段により前条第一項の登録を受けたとき。

(名称の使用制限)

第百二十四條 計量士でない者は、計量士の名称を用いてはならない。

(計量士国家試験)

第百二十五條 計量士国家試験は、計量士の区分ごとに、計量器の検査その他の計量管理に必要な知識及び技能について、毎年少なくとも一回通商産業大臣が行う。

(通商産業省令への委任)

第百二十六條 第百二十二條から前条までに規定するもののほか、登録の申請、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の贈本の交付及び閲覧その他の計量士の登録に関する事項並びに試験科目、受験手続その他の計量士国家試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

第二節 適正計量管理事業所

(指定)

第百二十七條 通商産業大臣は、特定計量器を使用する事業所であつて、適正な計量管理を行うものについて、適正計量管理事業所の指定を行う。

2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を当該特定計量器を使用する事業所の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長)を経由して、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 使用する特定計量器の名称、性能及び数

四 使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分

五 計量管理の方法に関する事項(通商産業省令で定めるものに限る。)

3 第一項の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、当該都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。

(指定の基準)

第百二十八條 通商産業大臣は、前条第一項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その指定をしなければならない。

一 特定計量器の種類に応じて通商産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、通商産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること。

二 その他計量管理の方法が通商産業省令で定める基準に適合すること。

(帳簿の記載)

第百二十九條 第百二十七條第一項の指定を受けた者は、通商産業省令で定めるところにより、

帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。

(標識)

第二百三十条 第二百二十七条第一項の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、通商産業省令で定める様式の標識を掲げることが出来る。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、同項の標識又はこれと紛らわしい標識を掲げてはならない。

(適合命令)

第二百三十一条 通商産業大臣は、第二百二十七条第一項の指定を受けた者が第二百二十八条各号に適合しなくなったと認めるときは、その者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消)

第二百三十二条 通商産業大臣は、第二百二十七条第一項の指定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第二百三十条第二項又は次条において準用する第六十二条第一項の規定に違反したとき。
- 二 次条において準用する第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 三 前条の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第二百二十七条第一項の指定を受けたとき。

(準用)

第二百三十三条 第九十二条第一項の規定は第二百二十七条第一項の指定に、第六十一条、第六十二

条、第六十五条及び第六十六条の規定は第二百二十七条第一項の指定を受けた者に準用する。この場合において、第九十二条第一項第一号及び第二号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「第九十九条」とあるのは「第三十二条」と、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第三十二条において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第二百二十七条第二項各号」と読み替えるものとする。

第八章 計量器の校正等

第一節 特定標準器による校正等

(特定標準器等の指定)

第二百三十四条 通商産業大臣は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器又はこれを現示する標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置を指定するものとする。

2 通商産業大臣は、前項の規定により計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器を指定する場合において、その指定に係る計量器(以下「特定標準器」という。)を計量器の校正に繰り返し用いることが不適当であると認めるときは、その特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であつて、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適当であると認めるものを併せて指定するものとする。

3 通商産業大臣は、特定標準器又は第一項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質(以下「特定標準物質」という。)が計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示するものとして不適当となつ

たと認めるときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、その指定の取消しに係る特定標準器について前項の規定による指定がされているときは、その指定を併せて取り消すものとする。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による指定に係る計量器が特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いるものとして不適当となつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(特定標準器による校正等)

第二百三十五条 特定標準器若しくは前条第二項の規定による指定に係る計量器(以下「特定標準器」という。)又は特定標準物質を用いて行う計量器の校正又は標準物質の値付け(以下「特定標準器による校正等」という。)は、通商産業大臣、日本電気計器検定所又は通商産業大臣が指定した者(以下「指定校正機関」という。)が行う。

2 通商産業大臣は、前項の規定により通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関が特定標準器による校正等を行うときは、次の事項を公示するものとする。

- 一 特定標準器による校正等を行う者
- 二 特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質
- 三 特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質

3 通商産業大臣は、前項の規定による公示に係る特定標準器による校正等を行うことができないときは、その旨を公示するものとする。(証明書の交付等)

所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行ったときは、通商産業省令で定める事項を記載し、通商産業省令で定める標章を付した証明書を交付するものとする。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量器の校正又は標準物質の値付け(以下「計量器の校正等」という。)に係る証明書に同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

3 前項に規定するもののほか、指定校正機関及び第二百四十三条の認定を受けた者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(特定標準器による校正等の義務)

第二百三十七条 通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならない。

(指定の申請)

第二百三十八条 第二百三十五条第一項の指定は、特定標準器による校正等を行うおとす者の申請により、その業務の範囲を限って行う。

(欠格事項)

第二百三十九条 次の各号の一に該当する者は、第二百三十五条第一項の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四百四十一条の規定により第三百三十五条第一

一項の指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者(第四百三十四条第三項又は第四項の規定により同条第一項又は第二項の規定による指定が取り消されたことに伴い、第四百四十一条第三号に該当するものとして第三百三十五条第一項の指定を取り消された者を除く。)

三 その業務を行つた役員のうち、第一号に該当する者がある者

(指定の基準)

第四百四十条 通商産業大臣は、第三百三十五条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 特定標準器等を用いて計量器の校正を行うもの又は第四百三十四条第一項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて特定標準物質を製造し、これを用いて計量器の校正若しくは標準物質の値付けを行うものであること。

二 特定標準器による校正等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。

三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が特定標準器による校正等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 特定標準器による校正等の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて特定標準器による校正等が不正になるおそれがないものであること。

(指定の取消し等)

第四百四十一条 通商産業大臣は、指定校正機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて特定標準器による校正等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第四百三十九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条第一号に適合しなくなったとき。

四 次条において準用する第三十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで特定標準器による校正等の業務を行ったとき。

五 次条において準用する第三十条第三項又は第三十七条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第四百三十五条第一項の指定を受けたとき。

(準用)

第四百四十二条 第三十条から第三十二条まで、第三十六条、第三十七条及び第六十二条の規定は、指定校正機関及び特定標準器による校正等に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「通商産業大臣」と、第三十七条中「第二十八号第一号から第五号まで」とあるのは「第四百四十条第二号から第四号まで」と読み替へるものとする。

第二節 特定標準器以外の計量器による校正等

(認定)

第四百四十三条 計量器の校正等の事業を行う者

は、通商産業省令で定める事業の区分に従い、通商産業大臣に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

一 通商産業省令で定める期間内に特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。

二 計量器の校正等を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。

三 計量器の校正等を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

(証明書の交付)

第四百四十四条 前条の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、同条第一号の特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質を用いて計量器の校正等を行ったときは、通商産業省令で定める事項を記載し、通商産業省令で定める標準を付した証明書を交付することができ。

2 認定事業者が自ら販売し、又は貸し渡す計量器又は標準物質について計量器の校正等を行う者である場合にあっては、その認定事業者は、前項の証明書を付して計量器又は標準物質を販売し、又は貸し渡すことができる。

3 何人も、前二項に規定する場合を除くほか、計量器の校正等に係る証明書に第一項の標準又はこれと紛らわしい標準を付してはならない。

4 前項に規定するもののほか、認定事業者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標準又はこれと紛らわしい標準を付して

はならない。

(認定の取消し)

第四百四十五条 通商産業大臣は、認定事業者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第四百四十三条各号の一に適合しなくなったとき。

二 不正の手段により第四百四十三条の認定を受けたとき。

(準用)

第四百四十六条 第四十一条、第六十五条及び第六十六条の規定は、認定事業者に準用する。

第九章 雑則

(報告の徴収)

第四百四十七条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、認定事業者又は取引若しくは証明における計量をする者(特定商品であつてその特定物象量に關し密封をし、その容器又は包装にその特定物象量を表記したもの(以下「特定物象量が表記された特定商品」という。)を販売する者を含む。次条第一項において同じ。)に対し、その業務に關し報告させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関又は指定校正機関に対し、その業務又は経理の状況に關し報告させることができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(立入検査)

第百四十八条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、認定事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示

しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(計量器等の提出)

第百四十九条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、前条第一項の規定により、その職員に検査させた場合において、その所在の場所において検査させることが著しく困難であると認められる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2 国又は都道府県若しくは特定市町村は、前項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

(特定物象量の表記の抹消)

第百五十条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第百四十八条第一項の規定により、その職員に、特定物象量が表記された特定商品を通商産業省令で定めるところにより検査させた場合において、その特定物象量の誤差が量目公差を超えるときは、その特定物象量の表記を抹消することができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による処分をするときは、その特定商品の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。

(検定証印等の除去)

第百五十一条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第百四十八条第一項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器(第十六条第一項の政令で定めるものを除く。)を検査させた場合において、その特定計量器が次の各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。

一 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。
二 その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えること。

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器にあっては、検定証印等がその有効期間を経過していること。

2 前項第一号に該当するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第二号に該当するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器(第七十一条第三項の通商産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の通商産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。

4 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第一項の規定による処分をするときは、その特定計量器の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。

(合番号の除去)
第百五十二条 通商産業大臣は、第百四十八条第一項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されて

いる電気計器及びこれとともに使用されている変成器を検査させた場合において、その電気計器又はこれとともに使用されている変成器が次の各号の一に該当するときは、これらに付されている第七十四条第二項又は第三項の合番号を除去することができる。

一 変成器の構造及び誤差が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。
二 電気計器が当該変成器とともに使用される場合の誤差が通商産業省令で定める公差を超えること。

2 前項各号に該当するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

(装置検査証印の除去)

第百五十三条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第百四十八条第一項の規定により、その職員に、機械器具に装置されて取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている車両等装置用計量器を検査させた場合において、その車両等装置用計量器が次の各号の一に該当するときは、その車両等装置用計量器に付されている第七十五条第二項の装置検査証印を除去することができる。

一 通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。
二 第七十五条第二項の装置検査証印がその有効期間を経過していること。
2 前項第一号に該当するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第五百五十一条第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

(立入検査によらない検定証印等の除去)

第百五十四条 第五百五十一条第一項に規定する場合のほか、通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、政令で定める特定計量器であつて取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものが同項各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。

2 第五百五十二条第一項に規定する場合のほか、通商産業大臣は、電気計器が変成器とともに取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている場合において、その電気計器又はこれとともに使用されている変成器が同項各号の一に該当するときは、これらに付されている第七十四条第二項又は第三項の合番号を除去することができる。

3 第五百五十一条第二項から第四項までの規定は、第一項の場合に、同条第四項及び第百五十二条第二項の規定は前項の場合に準用する。この場合において、第百五十一条第四項中「理由」とあるのは、「時期及び理由」と読み替えるものとする。

(協議)

第百五十五条 都道府県知事及び特定市町村の長は、この法律によりその権限に属する事務の当該特定市町村の区域における執行に関し、毎年四月に、協議しなければならない。

(計量行政審議会)

第百五十六条 通商産業省に、計量行政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、計量に関する重要な事項について、通商産業大臣の諮問に応じて答申し、又は通商産業大臣に建議する。

3 審議会は、学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する会長一人及び委員三十人以内で組織する。

4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(審議会への諮問)

第百五十七条 通商産業大臣は、次の場合には、審議会に諮問しなければならない。

一 第二条第一項第二号若しくは第四項、第三条、第四条第一項若しくは第二項、第五条第二項、第十二条第二項、第十三条第一項、第十六条第一項、第五十一条第一項、第五十三条第一項、第五十七条第一項若しくは第七十二条第二項の政令、第十二条第一項の商品を定める政令又は第十九条第一項の特定計量器を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第二百三十四条第一項若しくは第二項の規定による指定をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定によりこれらの指定を取り消そうとするとき。

三 第三百三十五条第一項の規定により特定標準器による校正等を行い、若しくは日本電気計器検査所若しくは指定校正機関に行わせ、又はこれらを取りやめようとするとき。

(手数料)

第百五十八条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない

ない。ただし、通商産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長、日本電気計器検査所、指定定期検査機関、指定検定機関又は指定計量証明検査機関が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

一 定期検査を受けようとする者

二 第七十七条第一項の指定を受けようとする者

三 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

四 変成器付電気計器検査(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

五 装置検査(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

六 第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者

(第七十八條第一項、第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。)

七 第八十三条第一項(第八十九条第三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)

八 第十六条第一項第二号の指定を受けようとする者

九 第九十一条第二項の検査を受けようとする者

十 基準器検査を受けようとする者

十一 計量証明の事業の登録を受けようとする者

十二 計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者

十三 計量証明の事業の登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者

十四 計量証明検査を受けようとする者

十五 計量士の登録を受けようとする者

十六 計量士の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者

十七 計量士の登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者

十八 計量士国家試験を受けようとする者

十九 適正計量管理事業所の指定を受けようとする者

二十 第二百二十七条第三項の検査を受けようとする者

二十一 第四百三十三条の認定を受けようとする者

2 特定標準器による校正等を受けようとする者は、通商産業大臣が行う特定標準器による校正等にあつては実費を勘案して通商産業大臣が定める額の、日本電気計器検査所又は指定校正機関が行う特定標準器による校正等にあつては日本電気計器検査所又は当該指定校正機関が実費を超えない範囲内において通商産業大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

3 前二項の手数料は、通商産業大臣が行う第七十七条第一項の指定、検定、変成器付電気計器検査、装置検査、第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認、第八十三条第一項の承認の更新、第十六条第一項第二号の指定、基準器検査、計量士の登録、計量士の登録証の訂正若しくは再交付、計量士国

家試験、適正計量管理事業所の指定、第四百四十三條の認定若しくは特定標準器による校正等を受け、又は通商産業大臣に対し計量士の登録簿の贈本の交付若しくは閲覧を請求しようとする者の納付するものについては国庫の、特定市町村の長が行う定期検査又は第二百二十七條第三項の検査を受けようとする者の納付するものについては当該特定市町村の、日本電気計器検定所が行う検査、変成器付電気計器検査、第七十六條第一項、第八十一條第一項若しくは第八十九條第一項の承認、第八十三條第一項の承認の更新、第九十一條第二項の検査、基準器検査又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては日本電気計器検定所の、指定定期検査機関が行う定期検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定定期検査機関の、指定計量証明検査機関が行う計量証明検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定計量証明検査機関の、指定校正機関が行う特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては当該指定校正機関の、その他の者が納付するものについては当該都道府県の収入とする。

(公示)

第五百五十九條 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第十六條第一項第二号イの指定をしたとき。
- 二 第十六條第一項第二号ロの指定をしたとき。
- 三 第十七條第一項の指定をしたとき。
- 四 第六十六條(第六十九條第一項、第一百條、

第一百條第三項及び第四百四十六條において準用する場合を含む。)の規定により指定若しくは認定が効力を失ったことを確認したとき、又は第六十七條(第六十九條第一項において準用する場合を含む。)若しくは第六十九條第二項の規定により指定を取り消したとき。

五 第七十六條第一項、第八十一條第一項又は第八十九條第一項の承認をしたとき。

六 第八十七條(第八十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失ったことを確認したとき、又は第八十八條(第八十九條第四項において準用する場合を含む。)若しくは第八十九條第五項の規定により承認を取り消したとき。

七 第九十九條(第一百條第三項において準用する場合を含む。)又は第一百條第三項において準用する第八十九條第五項の規定により指定を取り消したとき。

八 第六十六條第二項(第四百四十二條において準用する場合を含む。)の規定による届出があったとき。

九 第六十六條第三項において準用する第三十二條の許可をしたとき。

十 第六十六條第三項において準用する第三十八條の規定により指定を取り消し、又は検定(変成器付電気計器検査、装置検査、第七十八條第一項(第八十一條第二項及び第八十九條第三項において準用する場合を含む。))の試験及び第九十三條第一項の調査を含む。)の業務の停止を命じたとき。

十一 第三百三十四條第一項又は第二項の規定による指定をしたとき。

十二 第三百三十四條第三項又は第四項の規定により指定を取り消したとき。

十三 第三百三十五條第一項の指定をしたとき。

十四 第四百四十一條の規定により指定を取り消し、又は特定標準器による校正等の業務の停止を命じたとき。

十五 第四百四十二條において準用する第三十二條の許可をしたとき。

十六 第四百四十三條の認定をしたとき。

十七 第四百四十五條の規定により認定を取り消したとき。

2 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十條第一項の指定をしたとき。

二 第三十二條(第二百二十一條第二項において準用する場合を含む。)の許可をしたとき。

三 第三十八條(第二百二十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により指定を取り消し、又は定期検査若しくは計量証明検査の業務の停止を命じたとき。

四 第三十九條第一項(第二百二十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により定期検査又は計量証明検査の全部又は一部を自ら行うこととするとき。

五 第四百十七條第一項の指定をしたとき。

3 特定市町村の長は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十條第一項の指定をしたとき。

二 第三十二條の許可をしたとき。

三 第三十八條の規定により指定を取り消し、又は定期検査の業務の停止を命じたとき。

四 第三十九條第一項の規定により定期検査の

全部又は一部を自ら行うこととするとき。

4 日本電気計器検定所は、第七十六條第一項、第八十一條第一項又は第八十九條第一項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(検定等をすべき期限)

第六十條 通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、検定、変成器付電気計器検査、装置検査若しくは基準器検査又は第七十六條第一項、第八十一條第一項若しくは第八十九條第一項の承認の申請があったときは、通商産業省令で定める期間以内に合格若しくは不合格の処分又は承認若しくは不承認の処分をしなければならない。

2 指定検定機関は、第七十八條第一項(第八十一條第二項及び第八十九條第三項において準用する場合を含む。)の試験を行うことを求められたときは、通商産業省令で定める期間以内に合格又は不合格の判定をしなければならない。

(不合格等の理由の通知)

第六十一條 通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、前条第一項に規定する場合において、不合格又は不承認の処分をしたときは、その申請をした者に対し、その理由を通知しなければならない。指定検定機関が同条第二項に規定する試験を行い、不合格の判定をしたときも、同様とする。

2 都道府県知事、特定市町村の長、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関は、定期検査又は計量証明検査を行った場合において、不合格の処分をしたときは、その申請をした者に対し、その理由を通知しなければならない。

官 報 (号 外)

(聴聞)

第百六十二条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第三十八条(第百六条第三項及び第百二十一条第二項において準用する場合を含む。)、第六十七条(第六十九条第一項において準用する場合を含む。)、第六十九條第二項、第八十八条(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)、第八十九条第五項(第百一条第三項において準用する場合を含む。)、第九十九条(第百一条第三項において準用する場合を含む。)、第百十三條、第百二十三條、第百三十二條、第百四十一条又は第百四十五條の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(審査庁)

第百六十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による市町村の長の処分又は不作爲についての審査請求は、通商産業大臣に対してするものとする。

2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関又は指定校正機関の処分又は不作爲について不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法

(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(不服申立ての手續における聴聞)

第百六十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。は、第百六十二条の例により公開による聴聞をした後に行ななければならない。

(計量調査官)

第百六十五条 通商産業大臣は、その職員であつて通商産業省令で定める資格を有するものの中から、計量調査官を任命し、不服申立てに関する事務に従事させるものとする。

(計量教習所)

第百六十六条 通商産業省の本省に計量教習所を置く。

2 計量教習所は、計量に関する事務に従事する通商産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び指定校正機関の職員並びに計量士になろうとする者に対し、必要な技術及び実務を教授する機関とする。

3 計量教習所の教習を受講しなければならない職員の範囲は、政令で定める。

4 前三項に規定するもののほか、計量教習所に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(検定用具等の貸付け)

第百六十七条 通商産業大臣は、定期検査、検定、装置検査、基準器検査、計量証明検査又は第百四十八条第一項の規定による検査に必要な用具であつて、通商産業省令で定めるもの(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の適用

を受けるものを除く。)を都道府県知事又は特定市町村の長に無償で貸し付けなければならない。

(経過措置)

第百六十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第百六十九条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に行わせることができる。

2 都道府県知事は、第十条第一項又は第十二条から第十四条までの規定の実施を確保するため特に必要があると認めるときは、特定市町村以外の市町村の長に、第十条第二項若しくは第三項、第十五条、第百四十八条第一項(第十条第二項若しくは第三項又は第十五条に係る部分に限る。又は第百五十条の規定による権限を行わせることができる。

第十章 罰則

第百七十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十七条第一項若しくは第二項又は第百七条の規定に違反した者
二 第百十三條の規定による命令に違反した者
第百七十一条 第三十八条(第百六条第三項及び第百二十一条第二項において準用する場合を含む。)

む。又は第百四十一条の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関又は指定校正機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十二條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十六條第一項から第三項まで、第十七條第二項、第四十九條第一項若しくは第三項、第六十八條、第九十七條第二項又は第百六条第一項若しくは第二項の規定に違反した者
二 第六十三條第三項、第八十四条第三項又は第九十七條第一項の規定に違反して表示を付した者
第百七十三條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八條第一項若しくは第二項、第九條第一項、第十八條、第十九條第一項若しくは第二項、第四十九條第二項、第六十三條第二項、第八十五條又は第百二十四條の規定に違反した者
二 第十五條第三項、第五十六條、第六十四條、第八十六條、第九十八條、第百十一条、第百二十三条又は第百三十一条の規定による命令に違反した者
三 第二十五條第三項(第百二十條第二項において準用する場合を含む。の規定に違反して、第二十三條第一項各号に適合する旨を証明書に記載した計量士

五 第五十四条第一項の規定に違反して表示を付さなかつた者

七 第九十五條第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記

八百二十九条の規定に違反して検査の結果を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保

第十百三十六條第二項又は第百四十四條第三項の規定に違反して票章を付した者

一 第四十条第一項、第四十六条第一項又は第五十一条第一項の規定を違反した者

第二百七十五条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

二 第四百七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

による質問に対して答弁をせず、若しくは虚

四 第四百十九条第一項の規定による命令に違反した者

の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関又は指定校正機関の役員又は職員は、二十万円以

条第二項及び第百四十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第三十一条に

第三十二条(第百六条第三項 第百二十一条第二項及び第百四十二条において準用する場合を含む。)の許可を受けないで定期検査、

十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験及び第九十三条第一項の調査を含む。

第二百四十七条第二項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

これらの規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百七十条又は第百七十

対して、各本条の罰金刑を科する。

第百七十八条 第六十二条第一項（第百十四条及

一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出

二項及び第五十一條第二項において準用する場合を含む。)、第四十五條第一項(第四十六條第二項及び第五十一條第二項において準用する場合を含む。)

合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処す。

行期日

（計量法施行法の廃止）

第二条 計量法施行法（昭和二十六年法律第二百

第三条 附則別表第一の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単

三十日まで、同表の上欄に掲げる物象の状態の量の改正後の計量法（以下「新法」という。）第

附則別表第二の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位で

の法定計量單位とみなす。

附則別表第三の下欄に掲げる計量單位及びこ

前二項で規定する計量單位の定義は、改令で
十目までは、同表の上欄に掲げる物象の状態の
量の法定計量單位とみなす。

量単位については、これらの規定で定める期日
後においても、政令でなお法定計量単位とみな

単位を法定計量単位とみなす期限並びにこれを用いることができる取引又は証明の範囲及びこ

第五条 ヤードポンド法による計量単位及びその定義は、政令で定める。

合にあっては、当分の間、法定計量単位とみなす。

官 報 (号 外)

一 航空機の運航に関する取引又は証明その他の航空に関する取引又は証明であつて政令で定めるもの
二 その物象の状態の量が前項の政令で定めるヤードポンド法による計量単位により表記されて輸入された商品であつて政令で定めるものに係る取引又は証明

(仏馬力)

第六条 仏馬力は、内燃機関に関する取引又は証明その他の政令で定める取引又は証明に用いる場合にあっては、当分の間、工率の法定計量単位とみなす。

2 仏馬力の定義は、政令で定める。

(記号)

第七条 附則第三条第一項から第三項まで、第五条第一項及び前条第一項に規定する計量単位の記号であつて、計量単位の記号による表記において標準となるべきものは、通商産業省令で定める。

(計量単位の表示等)

第八条 附則第三条第一項から第三項までに規定する期日以前に、これらの規定で定める計量単位による表示を文書に記載し、又は商品その他の物件に付したときは、その表示は、新法第八条第一項の規定にかかわらず、当該期日後においても、取引又は証明に用いることができる。

2 次条第一項に規定する計量器については、新法第八条第一項の規定にかかわらず、附則第三条第一項から第三項までに規定する期日後においても、これを使用して新法第二条第三項の政令で定める計量を行うことができる。

3 旧施行法第三条、第六条第一項、第九条第一

項又は第十条第一項に規定する期日以前に、文書に記載し、又は商品その他の物件に付した旧施行法第四条、第五条、第七条、第八条、第九条第一項又は第十条第一項に規定する計量単位による表示は、新法第八条第一項の規定にかかわらず、取引又は証明に用いることができる。

(計量器)

第九条 附則第三条第一項から第三項までに規定する計量単位による目盛又は表記を付した計量器であつて、その目盛又は表記が、同条第一項から第三項までに規定する期日以前に付されたものについては、新法第九条第一項の規定は、適用しない。

2 附則第五条第一項又は第六条第一項に規定する計量単位による目盛又は表記を付した計量器であつて政令で定めるものについては、当分の間、新法第九条第一項の規定は、適用しない。

(定期検査)
第十条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年に行われる新法第十九条第一項の定期検査についての同項の規定の適用については、同項第三号中「付されている特定計量器」とあるのは、「付されている特定計量器及び計量法(昭和二十六年法律第二百七号。以下「旧法」という。)第百三十六条若しくは第百五十一条の検査済証印又は旧法第百四十六条の定期検査済証印であつて、当該定期検査を行う年と同一の年を表示する数字が付されている特定計量器」とする。

2 施行日前に改正前の計量法(以下「旧法」という。)第百四十三条の規定によりその期日及び場所が公示され、施行日以後に行われる定期検査

の合格条件については、なお従前の例による。

(製造の事業)

第十一条 この法律の施行の際現に旧法第十三条の登録を受けている者は、施行日に、その登録に係る同条の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第四十条第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。

(修理の事業)

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第三十一条の登録を受けている者は、その登録に係る同条の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第四十六条第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。

(販売の事業)

第十三条 この法律の施行の際現に旧法第四十七条第一項の登録を受けている者は、その登録に係る同項の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第五十一条第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。

2 施行日前にした旧法第四十七条第二項の規定による届出に係る特定計量器の販売の事業については、新法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

(検査の申請等)

第十四条 施行日前にされた旧法第八十六条の検査若しくは旧法第六十六条の基準器検査の申請であつて、この法律の施行の際、合格若しくは不合格の処分がなされていないもの又は施行日前

にされた旧法第九十五条、第九十六条の第三第一項若しくは第九十六条の十の第二第一項の承認、旧法第百二十三条の登録若しくは旧法第百七十三条、第百八十一条の二若しくは第百八十一条の十の第二第一項の指定の申請であつて、この法律の施行の際、承認、登録若しくは指定をすることがどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧法第九十六条の二第一項、第九十六条の三第二項又は第九十六条の十の二第二項の試験の申請であつて、この法律の施行の際、合格又は不合格の判定がなされていないものについての合格又は不合格の判定については、なお従前の例による。

(検定証印)

第十五条 旧法第九十一条の規定により付された検定証印は、新法第七十二条第一項の検定証印とみなす。この場合において、同条第二項の政令で定める特定計量器に付された旧法第九十一条第一項の検定証印の有効期間は、これに表示された同条第二項の有効期間の満了の日までとする。

2 附則第二十九条第二項の規定により新法第八十四条第一項(新法第八十九条第四項において準用する場合を含む。)の表示とみなされた旧法第九十六条の六第一項又は第九十六条の十の三第一項の型式承認番号が付された新法第五十条第一項の政令で定める特定計量器についての新法第七十一条第二項の適用については、同項中「第八十四条第一項の表示が付されてから」とあるのは、「この法律の施行の日から」とする。

(合番号)

第十六条 旧法第九十一条第四項の規定により、電気計器及びこれとともに使用される変成器に付された合番号は、新法第七十四条第二項又は第三項の合番号とみなす。

(装置検査)

第十七条 附則第十五条第一項の規定により新法第七十二条第一項の検定証印とみなされた旧法第九十一条第一項の検定証印が付されている車両等装置用計量器については、当該検定証印の有効期間の満了の日までは、新法第十六条第三項の規定は、適用しない。

(型式の承認)

第十八条 この法律の施行の際現に旧法第九十五条、第九十六条の三第一項又は第九十六条の十の二第一項の承認を受けている者(計量法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十二号)附則第十四条の規定により旧法の規定による承認を受けたとみなされた者を含む。)は、当該承認に係る型式について、施行日に、新法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の承認を受けたものとみなされた者についての新法第八十条ただし書又は第八十二条ただし書の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から六十日以内」とする。

(指定製造事業者)

第十九条 新法第十六条第一項第二号ロの指定は、新法第四十条第一項の通商産業省令で定める事業の区分ごとに特定計量器の製造に係る品

質管理の状況を勘案して政令で定める日以後に行う。

2 前項の政令で定める日は、施行日から起算して五年を超えないことができる。

(比較検査)

第二十条 通商産業大臣は、当分の間、政令で定める特定計量器の比較検査を行うことができる。

2 前項の規定により通商産業大臣が比較検査を行う場合においては、旧法第九十九条(第一項第一号を除く。)、第一百零一条第一項、第一百零二条及び第一百零四条の規定は、当該比較検査について、なおその効力を有する。この場合において、旧法第九十九条第一項第三号中「政令」とあるのは「通商産業省令」と、旧法第一百零四条第一項中「第八十八条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第八十八条第一項第二号及び第三号」とする。

3 新法第六十条第一項及び第六十一条第一項の規定は、比較検査に準用する。

4 施行日前に旧法第一百零一条第一項の規定により付された比較検査証印(比較検査の有効期間を経過していないものに限る。)及び施行日以後に第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定により付された比較検査証印は、新法第十六条第一項、第四十九条第一項、第七十二条第四項、第一百零八条第一項、第一百零九条第三項及び第一百五十一条第一項の適用については、新法第七十二条第一項の検定証印とみなす。

5 第一項の比較検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付

しなければならない。

(基準器検査)

第二十一条 旧法第九十九条の規定により付された基準器検査証印は、新法第一百零四条第一項の基準器検査証印とみなす。この場合において、当該基準器検査証印の有効期間は、旧法第八十条の有効期間の満了の日までとする。

(計量証明の事業)

第二十二条 この法律の施行の際現に旧法第二百一十三条の登録を受けている者は、施行日に、その登録に係る同条の通商産業省令で定める事業の区分に属する事業が属する新法第七十条の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の規定による登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第七十条の登録を受けたものとみなされた旧法第二百一十三条の登録を受けている者についての新法第六十六条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条の登録を受けた日」とあるのは、「この法律の施行の日前最後に旧法第二百一十二条第一項の検査を受けた日」とする。

(計量士国家試験)

第二十三条 施行日前に旧法第六十九條の計量士国家試験に合格した者(計量法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第四十二号)附則第八項の規定により旧法の規定による計量士国家試験に合格したとみなされた者を含む。)は、新法第二百二十五条の計量士国家試験に合格したものとみなす。

(計量器使用事業場)

第二十四条 この法律の施行の際現に旧法第七十三條の指定を受けている者は、新法第二百二十

七条第一項の指定を受けたものとみなす。

(計量行政審議会)

第二十五条 旧法第二百八条の規定により置かれた計量行政審議会並びにその会長及び委員は、施行日において、新法第五十六条第一項の規定により置かれた計量行政審議会並びにその会長及び委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(講習)

第二十六条 施行日前に旧法第二百二十四条の計量講習所の課程を修了した者(旧施行法第六十八條の規定により旧法第二百二十四条の計量講習所の課程を修了したとみなされた者を含む。)は、新法第六十六条の計量講習所の課程を修了したものとみなす。

(再検査及び不服申立て)

第二十七条 施行日前に申請された再検査並びに施行日前にされた異議申立て及び審査請求については、なお従前の例による。

(欠格事由)

第二十八条 旧法第二十七条の規定による登録の取消しは、新法第七十七条第一項又は第九十二条第一項の規定の適用については、新法第八十八条の規定による承認の取消し又は新法第九十九条の規定による指定の取消しとみなす。

2 旧法又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられた者は、新法第二十七条(新法第六十六条第三項及び第二百一十一条第二項において準用する場合を含む。)、第九十二条第一項(新法第一百零一条第三項、第一百零四条及び第二百一十三条において準用する場合を含む。)、第二百二十二条第三項及び第二百三十九条の

適用については、新法又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

(処分等)

第二十九条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつて付された表示又は交付された書面であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用)

第三十条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十一条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第三十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(九十四)を次のように改める。

(九十四) 計量法(平成四年法律第 号)

及びこれに基づく政令の定めるところに

より、特定計量器の定期検査、検定及び装置検査並びに基準器検査を行い、特定計量器の修理又は販売の事業及び輸出用計量器の製造等に関する届出を受理し、並びに計量証明の事業を登録する等の事務を行い、並びに特定計量器の製造事業者等から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる等適正な計量の確保上必要な措置を講ずること。

別表第四第二号(三十六)中、「計量器」を「特定計量器」に、「実施し、及び計量器」を「行い、及び特定計量器」に、「計量器の取組上」を「適正な計量の確保上」に改め、同号(三十七)中「計量器の種類及び」を「特定計量器の」に改める。

別表第五第一号の表検定所の項を削る。

別表第六第一号(一)及び(二)の表中「計量器の検定等」を「計量に関する」に、「計量法第二百二十五条」を「計量法第六十六條第三項の規定に基づく政令」に改める。

(気象業務法の一部改正)

第三十三条 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第九条中「又は計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四章第三節の比較検査(政府機関、地方公共団体、電気事業法第二条第六項に規定する電気事業者及び第七條第一項の船舶以外の者の受けるものに限る。)」を削り、「但し」を「ただし」に改める。

(日本電気計器検定所法の一部改正)

第三十四条 日本電気計器検定所法(昭和三十一年法律第五十号)の一部を次のように改正す

る。
第二十三条第一項第一号を次のように改める。

一 電気計器(これとともに使用される変成器を含む。)について、計量法(平成四年法律第 号)第十六條第一項第二号イの

検定、同条第二項の変成器付電気計器検査、同法第七十六條第一項、第八十一條第一項又は第八十九條第一項の承認、同法第九十一條第二項の検査、同法第二百二條第一項の基準器検査及び同法第三百五條第一項の特定標準器による校正等(以下「検定等」という。)を行うこと。

第二十五條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

(船舶のトン数の測度に関する法律の一部改正)
第三十五條 船舶のトン数の測度に関する法律(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第六條第一項第二号に規定する」を「計量法(平成四年法律第 号)別表第一の質量の項に掲げる」に改める。

(工業技術院設置法の一部改正)

第三十六條 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三條第三号中「キログラム原器、カンデラの標準器、オームの標準器、燐変毎秒の標準器、中性子毎秒の標準器、クロン毎キログラムの標準器及びホンの標準器」を「政令で定める標準器」に、「並びに」を「及び」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第三十七條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二十五号中「計量器の製造事業者等」を「計量証明事業者」に改める。
第二十條中「第二十五号」を削る。

附則別表第一

物象の状態の量		計	量	単	位
力	ダイン				
仕事	エルグ				
熱量	重量キログラムメートル				エルグ
中性子放出率	中性子毎秒	中性子毎分			
放射能	壊変毎秒	壊変毎分			

附則別表第二

物象の状態の量	計	量	単	位
長さ	ミクロン			

附則別表第三

周波数	サイクル又はサイクル毎秒
磁界の強さ	アンペア回数毎メートル エルステッド
起磁力	アンペア回数
磁束密度	ガンマ ガウス
磁束	マクスウェル
音圧レベル	ホン
濃度	規定

別表第一(第三条関係)

対象の状態の量	計 量 単 位
力	重量キログラム 重量グラム 重量トン
力のモーメント	重量キログラムメートル
圧力	重量キログラム毎平方メートル 重量グラム毎平方メートル 水銀柱メートル 水柱メートル
応力	重量キログラム毎平方メートル 重量グラム毎平方メートル
仕事	重量キログラムメートル
工率	重量キログラムメートル毎秒
熱量	カロリー
熱伝導率	カロリー毎秒毎メートル毎度 カロリー毎時毎メートル毎度
比熱容量	カロリー毎キログラム毎度
長さ	メートル
質量	キログラム グラム トン
時間	秒 分 時
電流	アンペア

温度	ケルビン セルシウス度又は度
物質質量	モル
光度	カンデラ
角度	ラジアン 度 秒 分
立体角	ステラジアン
面積	平方メートル
体積	立方メートル リットル
角速度	ラジアン毎秒
角加速度	ラジアン毎秒毎秒
速さ	メートル毎秒 メートル毎時
加速度	メートル毎秒毎秒
周波数	ヘルツ
回転速度	毎秒 毎分 毎時
波数	毎メートル
密度	キログラム毎立方メートル グラム毎立方メートル グラム毎リットル
力	ニュートン
力のモーメント	ニュートンメートル
圧力	パスカル又はニュートン毎平方メートル パール
応力	パスカル又はニュートン毎平方メートル
粘度	パスカル秒又はニュートン秒毎平方メートル
動粘度	平方メートル毎秒
仕事	ジュール又はワット秒 ワット時
工率	ワット
質量流量	キログラム毎秒 キログラム毎分 キログラム毎時 グラム毎秒 グラム毎分 グラム毎時 トン毎秒 トン毎分 トン毎時

流量	立方メートル毎秒 リットル毎分 リットル毎時	立方メートル毎分 リットル毎時 立方メートル毎時 リットル毎時
熱量	ジュール又はワット秒 ワット時	
熱伝導率	ワット毎メートル毎ケルビン又はワット毎メートル毎度	
比熱容量	ジュール毎キログラム毎ケルビン又はジュール毎キログラム毎度	
エントロピー	ジュール毎ケルビン	
電気量	クーロン	
電界の強さ	ボルト毎メートル	
電圧	ボルト	
起電力	ボルト	
静電容量	ファラド	
磁界の強さ	アンペア毎メートル	
起磁力	アンペア	
磁束密度	テスラ又はウェーバ毎平方メートル	
磁束	ウェーバ	
インダクタンス	ヘンリー	
電気抵抗	オーム	
電気のコダクタンス	ジーメンズ	
インピーダンス	オーム	
電力	ワット	
電力量	ジュール又はワット秒 ワット時	
電磁波の電力密度	ワット毎平方メートル	
放射強度	ワット毎ステラジアン	
光束	ルーメン	
輝度	カンデラ毎平方メートル	
照度	ルクス	

別表第二(第四関係)

音響パワー	ワット	
濃度	モル毎立方メートル モル毎リットル グラム毎立方メートル グラム毎リットル	
中性子放出率	毎秒 毎分	
放射能	ベクレル キュリー	
吸収線量	グレイ ラド	
吸収線量率	グレイ毎秒 グレイ毎分 グレイ毎時 ラド毎秒 ラド毎分 ラド毎時	
カーマ	グレイ	
カーマ率	グレイ毎秒 グレイ毎分 グレイ毎時	
照射線量	クーロン毎キログラム レントゲン	
照射線量率	クーロン毎キログラム毎秒 クーロン毎キログラム毎分 クーロン毎キログラム毎時 レントゲン毎秒 レントゲン毎分 レントゲン毎時	
線量当量	シーベルト レム	
線量当量率	シーベルト毎秒 シーベルト毎分 シーベルト毎時 レム毎秒 レム毎分 レム毎時	
対象の状態の量	計 量 単 位	
無効電力	バール	
皮相電力	ボルトアンペア	
無効電力量	バール秒 バール時	
皮相電力量	ボルトアンペア秒 ボルトアンペア時	
電磁波の減衰量	デシベル	
音圧レベル	デシベル	
振動加速度レベル	デシベル	

物象の状態の量	計 量 単 位
回転速度	回毎分 回毎時
圧力	気圧
粘度	ポアズ
動粘度	ストークス
濃度	質量百分率 質量千分率 質量百分率 質量百万分率 質量十億分率 体積百分率 体積千分率 体積百万分率 体積十億分率 ピーエッチ

○岩本政光君　ただいま議題となりました計量法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法草案は、国際化、技術革新等最近の計量をめぐる諸情勢に対応するため、現行計量法を全面的に見直し、法定計量単位の国際単位系への統一、製造事業者登録制度の届け出制への変更等、計量器に対する規制の見直し及び計量標準認証制度の創設等の諸措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際単位系への移行が国民生活等に与える影響、計量器の品質管理のあり方、指定検定機関、新設の指定製造事業者制度と既存検定機関との関係等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目の附帯決議を行い

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長（長田裕二君）これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「贊成者起立」

○議長（長田裕二君）総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第八 国際海上物品運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長鶴岡洋君。

審査報告書

国際海上物品運送法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年四月十六日

法務委員長 鶴岡 洋
參議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に關するある規則の統一のための國際條約を改正する議定書の批准に伴い、國際海上物品運送に關して、船荷証券の効力を強化し、運送人の責任の限度額を引き上げるとともに、運送人及びその使用する者の不法行為による責任について運送人の契約違反による責任と同様の免除及び軽減を認めようとするものであつて、妥當な措置と認める。

本法施行のため、別に費用を要しない。

右 国際海上物品運送法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成四年三月十三日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

国際海上物品運送法の一部を改正する法律案

国際海上物品運送法の一部を改正する法律

国際海上物品運送法（昭和三十一年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法律は、船舶を、法律(第二十条の二)を除く。」の規定は船舶に、「船積港」を「船積港」

に改め、「ものに」の下に「同条の規定は運送人及びその使用する者の不法行為による損害賠償の責任に」を加える。

第一条に次の一項を加える。

4 この法律において「計算単位」とは、国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による一特別引出権に相当する金額をいう。

第九条中「船荷証券に事実と異なる記載がされた場合には、運送人は、その記載につき注意が尽されたことを証明しなければ、その」を「運送人は、船荷証券の」に改める。

(損害賠償の額)

第十二条の二 運送品に関する損害賠償の額は、荷揚げされるべき地及び時における運送品の市場価格（商品取引所の相場のある物品については、その相場）によつて定める。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によつて定める。

2 商法第五百八十条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第十三条第一項中「十万円」を「次に掲げる金額のうちいずれか多い金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一一計算單位の六百六十六・六七倍の金額

二 滅失、損傷又は延着に係る運送品の総重量について一キログラムにつき一計算単位の一 倍を乗じて得た金額

第十三条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項

中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項各号の一計算単位は、運送人が運送品に関する損害を賠償する日において公表されている最終のものとする。

3 運送品がコンテナ、パレットその他これらに類する輸送用器具(以下この項において「コンテナ等」という。)を用いて運送される場合における第一項の規定の適用については、その運送品の包装若しくは個品の数又は容積若しくは重量が船荷証券に記載されているときを除き、コンテナ等の数を包又は単位の数とみなす。

4 運送品に関する運送人の使用する者の責任が、第二十條の二第二項の規定により、同条第一項において準用する前三項の規定により運送人の責任が軽減される限度で軽減される場合において、運送人の使用する者が損害を賠償したときは、前三項の規定による運送品に関する運送人の責任は、運送人の使用する者が賠償した金額の限度において、更に軽減される。

第十三條の次に次の一条を加える。

(損害賠償の額及び責任の限度の特例)

第十三條の二 運送人は、運送品に関する損害が、自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、第十二條の二及び前条第一項から第四項までの規定にかかわらず、一切の損害を賠償する責めを負う。

第十四條ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

3 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合における運送品に関する第三者の責任は、運送人が、第一項の期間内に、損害を賠償し、又は裁判上の請求をされた場合においては、同項の期間(前項の規定により第一項の期間が運送人と当該第三者との合意により延長された場合にあつては、その延長後の期間)が満了した後にあつても、運送人が損害を賠償し、又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日までは、消滅しない。

第二十條第二項中「及び第五百七十八條から第五百八十三條まで」を「第五百七十八條、第五百七十九條、第五百八十二條及び第五百八十三條」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(運送人等の不法行為責任)

第二十條の二 第三條第二項、第十一條第四項及び第十二條の二から第十四條まで並びに前条第二項において準用する商法第五百七十八條の規定は、運送品に関する運送人の荷受人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任に準用する。この場合において、第三條第二項中「前項」とあるのは、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百五十五條第一項本文及び商法第六百九十九條(同法第七百四條第一項の規定により船舶賃借人が船舶所有者と同一の権利義務を有することとされる場合を含む。)」と読み替へるものとする。

2 前項の規定により運送品に関する運送人の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、当該運送品に関する運送人の使用する者の

荷受人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。

3 第四條第二項及び第三項の規定は、運送品に関する運送人の使用する船長の荷受人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任について商法第七百五條の規定の適用がある場合に準用する。この場合において、第四條第二項中「運送人」とあるのは「船長」と、「前項」とあるのは「商法第七百五條」と、「前条」とあるのは「同条」と読み替へるものとする。

4 第十三條第四項の規定は、運送品に関する運送人の責任が同条第一項から第三項までの規定(第一項において準用する場合を含む。)により軽減される場合において、運送人が損害を賠償したとき、運送品に関する運送人の使用する者の責任に準用する。

5 前三項の規定は、運送品に関する損害が、運送人の使用する者の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらしたその者の無謀な行為により生じたものであるときは、適用しない。

附 則

1 この法律は、千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための國際条約を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 この法律の施行前に締結された運送契約並びにその契約に係る運送品に関する運送人及びその使用する者の不法行為による損害賠償の責任

に關しては、なお従前の例による。

〔鶴岡洋行君登壇、拍手〕

○鶴岡洋行 ただいま議題となりました國際海上物品運送法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、一九二四年船荷証券統一條約を改正する一九七九年議定書の批准に伴い、國際海上物品運送に關して、船荷証券の効力を強化し、運送人の責任の限度額を引き上げるとともに、運送人及びその使用する者の不法行為による責任について、運送人の契約違反による責任と同様の免除及び軽減を認めようとするものであります。

委員会におきましては、諸外國の條約締結の状況、船荷証券の効力強化の内容、運送人等の不法行為責任の減免を認める理由等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

第二十八條第二項中「前項第五号」を「前項第八号」に改め、「郵政大臣」の下に「(研究開発出資業務に關連するものについては、郵政大臣及び大蔵大臣)を加える。」

第二十九條第一項中「郵政大臣」の下に「(研究開発出資業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣)を加え、同条第二項中「郵政省令」の下に「(研究開発出資業務に係るものについては、郵政省令、大蔵省令)を加える。」

第三十一條及び第三十二條中「郵政大臣」の下に「(研究開発出資業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣)を加える。」

第三十三條の二中「第二十八條第一項に規定する業務」を「第二十八條第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これらに附帶する業務を含む。)(」に改め、「(限る。)(」の下に「研究開発推進業務に係る経理及び研究開発出資業務に係る経理」を加え、「特別の勘定(以下「衛星所有勘定」という。)(」を「それぞれ特別の勘定(以下それぞれ「衛星所有勘定」、「研究開発推進勘定」及び「研究開発出資勘定」という。)(」に改める。

第三十四條第一項及び第三項中「衛星所有勘定」の下に「及び研究開発出資勘定」を加える。

第三十五條中「郵政大臣」の下に「(研究開発出資業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣)を加える。」

第三十八條の見出し中「郵政省令」を「省令」に改め、同条中「郵政省令」の下に「(研究開発出資業務に係るものについては、郵政省令、大蔵省令)を加える。」

第三十九條中「郵政大臣」の下に「(研究開発出資業務については、郵政大臣及び大蔵大臣)を加える。」

第四十條第一項中「郵政大臣」の下に「(研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣)を加える。」

第四十一條第二項中「衛星所有勘定に係る出資」の下に「研究開発推進勘定に係る出資、研究開発出資勘定に係る出資」を加える。

第四十二條第一項中「衛星所有勘定」の下に「及び研究開発出資勘定」を加え、「一般勘定」を「研究開発推進勘定及び一般勘定」に改め、同条第二項中「一般勘定」を「研究開発推進勘定及び一般勘定」に改める。

第四十三條第一項第一号中、第三十五條を「若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務に係るものを除く。)(」に改め、同項第二号中「第三十二條第一項」の下に「の規定による承認(研究開発出資業務に係るものを除く。)(」を加え、同条第二項中「郵政大臣」の下に「(研究開発出資業務に係る認可をしようとするときは、郵政大臣及び大蔵大臣)を加える。」

第四十四條中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十五條中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号及び第四号中「郵政大臣」の下に「又は郵政大臣及び大蔵大臣」を加える。

第四十六條中「五万円」を「十万円」に改める。

附則第八條中「経理(当該所有に係る部分に限る。)(」を「及び研究開発出資業務に係る経理」に、「(経理)当該所有部分に限る。)(及び」を「研究開発出資業務に係る経理及び」に、「特別の勘定(以下「衛星所有勘定」を「及び「研究開発出資勘定」に、「それぞれ特別の勘定(以下前者の業務に係るものにあつては「衛星所有勘定」、後者の業務に係るもの

のにあつては「を」、「研究開発出資勘定」及び「に、「中」衛星所有勘定」を「中」及び「研究開発出資勘定」に、「衛星所有勘定及び」を「研究開発出資勘定及び」に改める。

附則第九條中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(定款の変更)

第二条 通信・放送衛星機構は、この法律の施行の日までに、必要な定款の変更をし、郵政大臣(この法律による改正後の通信・放送機構法第二十八條第一項第五号に掲げる業務(これに附帶する業務を含む。)(に係る変更については、郵政大臣及び大蔵大臣)の認可を受けるものとする。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、この法律の施行の日からその効力を生ずる。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に通信・放送機構という文字を用いている者については、この法律による改正後の通信・放送機構法第八條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第五条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法

(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六條の見出し中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に改め、同条第一項中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に改める。

第八條第四項中「中「郵政大臣」の下に「(研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣)を加える。」

第十一條を次のように改める。

(機構法の適用)

第十一條 第六條第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七條第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は特定通信・放送開発事業実施円滑化法(以下「通信・放送開発法」という。)(第六條第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これらに附帶する業務を含む。以下「金融関連業務」という。)(と、機構法第十九條第四項、第二十九條、第三十一條、第三十二條、第三十五條、第三十八條、第三十九條及び第四十條第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は金融関連業務」と、機構法第三十四條第一項中「及び研究開発出資勘定」とあるのは「研究開発出資勘定及び通信・放送開発法第六條第一項第二号に掲げる業務(これに附帶する業務を含む。以下「出資業務」という。)(に係る勘定」と、機構法第三十四條第三項及び第四十二條第一項中「及び研究開発出資勘定」とあるのは「研究開発出資勘定及び出資業務に係る勘定」と、機構法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び通信・放送開発法」と、機構法第

一項中「次の場合」とあるのは、次の場合（金融
関連業務に係る第二十九条第一項、第三十一
条若しくは第三十五条の規定による認可又は
第三十二条第一項の規定による承認をしよう
とするときを除く。）と、同条第二項中「次の
場合」とあるのは「次の場合（通信・放送開
発法第六条第一項に規定する業務に係る第二十
九条第一項又は第三十一条の規定による認可
をしようとするときを除く。）」と、機構法第四
十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるの
は「第二十八条第一項及び通信・放送開発法
第六条第一項」とする。
第十六条第一項中「十万円」を「二十万円」に改
める。

を

に改める。

第五百八十六条第二項第二十七号の二「通

平成四年四月十七日 参議院會議録第十号 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案外一件

信・放送衛星機構法」を「通信・放送機構法」に改める。

(所得税法の一部改正)

第九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表通信・放送衛星機構の項を次のように改める。

通信・放送機構
通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)

(法人税法の一部改正)

第十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表通信・放送衛星機構の項を次のように改める。

通信・放送機構
通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)

(印紙税法の一部改正)

第十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に改める。

(消費税法の一部改正)

第十二条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表通信・放送衛星機構の項を次のように改める。

通信・放送機構
通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)

(大蔵省設置法の一部改正)

第十三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第九十六号中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第十四条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十三号及び第五条第二十二号の十五中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に改める。

審査報告書

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年四月十六日

通信委員長 粕谷 照美

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、有線テレビジョン放送の発達及び普及を促進するため、有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に関する基本的な指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送機構の業務に有線テレビジョン放送番組充実事業の実施を推進するために必要な業務を追加する等有線テレビジョン放送の放

送番組に関する業務の効率的な実施に資するための措置を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成四年度産業投資特別会計に通信・放送機構に対する出資金として三億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、有線テレビジョン放送の発達・普及を促進するため、必要な資金を確保し、税制支援を充実するなど支援措置の一層の拡充を図ること。

一、有線テレビジョン放送番組については、自主制作能力の向上を図り、地域の情報発信機能を強化するため必要な基盤整備を推進する諸施策を講ずること。

一、本法の運用に当たっては、情報の地域間格差のは正等に十分留意し、有線テレビジョン放送の全国的に調和のとれた発達及び普及が図られるよう努めること。

右決議する。

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年三月六日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案
有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、有線テレビジョン放送の放送番組に関する業務の効率的な実施に資する有線テレビジョン放送番組充実事業を推進するための措置を講ずることにより、有線テレビジョン放送の発達及び普及を促進し、もって電気通信による情報の流通の円滑化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有線テレビジョン放送」とは、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第四十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう。

2 この法律において「有線テレビジョン放送番組充実事業」とは、次に掲げる業務のすべてを行う事業であつて、有線テレビジョン放送の放送番組(以下この項第三号を除く。)において単に「放送番組」という。)の制作に必要な設備その他のこれらの業務を行うための設備を備える施設を整備してこれを行うものをいう。
一 放送番組を制作する者と共同して放送番組の制作を行い、若しくは放送番組を制作する

者からの委託を受けて放送番組の制作の一部を行い、又は放送番組の制作に必要な設備を放送番組を共同して制作する者の利用に供する業務

二 委託を受けて、有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者をいう。次号において同じ。）に通信衛星を利用して放送番組を提供する業務

三 放送番組に関する情報を収集し、分類し、整理し、保管し、及び有線テレビジョン放送事業者に提供する業務

四 放送番組を収集し、保管し、及び公衆に視聴させる業務

(基本指針)

第三条 郵政大臣は、有線テレビジョン放送の発達及び普及を促進するため、有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 有線テレビジョン放送の発達及び普及の促進に関する基本的な方向
- 二 有線テレビジョン放送番組充実事業を実施する者の要件に関する事項
- 三 有線テレビジョン放送番組充実事業の内容（整備に係る施設を含む。）に関する事項
- 四 有線テレビジョン放送番組充実事業が行われる地域に関する事項
- 五 有線テレビジョン放送番組充実事業の実施方法に関する事項

六 その他有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 郵政大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施計画の認定)

第四条 有線テレビジョン放送番組充実事業を実施しようとする者（当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを郵政大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 有線テレビジョン放送番組充実事業を実施する者に関する事項
 - 二 有線テレビジョン放送番組充実事業の内容（整備しようとする施設を含む。）
 - 三 有線テレビジョン放送番組充実事業を実施する場所
 - 四 有線テレビジョン放送番組充実事業の実施方法
 - 五 有線テレビジョン放送番組充実事業の実施時期
 - 六 有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 郵政大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その実施計画が基本指針に照らし適切であるものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(実施計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、郵政大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の認定に準用する。

3 郵政大臣は、前条第一項の認定を受けた実施計画（第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る有線テレビジョン放送番組充実事業を実施する者（以下「認定事業者」という。）が当該認定計画に従って有線テレビジョン放送番組充実事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(通信・放送機種の業務の特例)

第六条 通信・放送機種（以下「機種」という。）は、通信・放送機種法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機種法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託等)

第七条 機種は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（出資の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

ことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 機種法第四十条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「郵政大臣（研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣）」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、「その業務」とあるのは「その委託を受けた業務」と、「業務所その他の事業所」とあるのは「事務所」と、「業務の状況」とあるのは「その委託を受けた業務に関する業務の状況」と読み替えるものとする。

(機種法の適用)

第八条 第六条の規定により機種の業務が行われる場合には、機種法第五条第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法（以下「有線テレビジョン放送番組充実法」という。）第六条に規定する業務（以下「両出資業務」という。）」と、同条第三項中「又は」とあるのは「有線テレビジョン放送番組充実法第六条に規定する業務に必要な資金又は」と、機種法第十七条第二項、第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「両出資業務」と、機種法第三十一条中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務及び有線テレビジョン」

放送番組充実法第六條に規定する業務(以下「研究開発出資業務等」という。)(一)と、機構法第三十二條、第三十三條の二、第三十五條、第三十八條及び第四十三條第一項第二号中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務等」と、機構法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び有線テレビジョン放送番組充実法」と、機構法第三十九條、第四十條第一項及び第四十五條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は有線テレビジョン放送番組充実法」と、機構法第四十三條第一項第一号中、第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務)とあるのは「若しくは第二十九條第一項の規定による認可(研究開発出資業務に係るものを除く。)(二)と、第二十八條第二項の規定による認可(研究開発出資業務に係るものを除く。)(三)と、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務等)と、同条第二項第一号中「又は第二十九條第一項の規定による認可」とあるのは「この規定による認可又は第二十九條第一項の規定による認可(有線テレビジョン放送番組充実法第六條に規定する業務に係るものを除く。)(四)と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(有線テレビジョン放送番組充実法第六條に規定する業務に係る部分を除く。)(五)と、機構法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び有線テレビジョン放送番組充実法第六條」とする。

(資金の確保等)

第九條 政府は、認定計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に必要な資金の確保

又は融通のあつせんに努めるものとする。

(報告の徴収)

第十條 郵政大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十一條 第七條第四項において準用する機構法第四十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十二條 第十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二條 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

第四條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條中第六十九號を第七十號とし、第六十八號を第六十九號とし、第六十七號を第六十八號とし、第六十六號の次に次の一号を加える。

六十七 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法(平成四年法律第 号)の施行に関すること。

第五條中第二十二號の二十を第二十二號の二十一とし、第二十二號の十九を第二十二號の二十とし、第二十二號の十八の次に次の一号を加える。

二十二の十九 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法の定めるところに従い、基本指針を定め、及び実施計画の認定をすること。

第六條第五項及び第六項中「第六十八號」を「第六十九號」に改め、同条第八項中「第六十九號」を「第七十號」に改める。

〔粕谷照美君登壇、拍手〕

○粕谷照美君 たいま議題となりました二法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案は、電気通信分野における急速な技術革新の動向を踏まえて、通信・放送技術の向上を図るため、通信・放送衛星機構を通信・放送機構と改称し、従来からの業務に加え、高度通信・

放送研究開発の実施、研究開発を行うための基盤的な施設の整備に必要な資金の出資等の業務を総合的に行わせる等の措置を行うものとなります。

次に、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案は、有線テレビジョン放送の放送番組に関する業務の効率的な実施に資するための措置として、その基本的な指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、これに必要な業務を通信・放送機構の業務に追加しようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、電気通信分野の研究開発における機構のあり方、有線テレビジョン放送普及における課題、高度情報社会に向けた郵政行政の展開等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡委員より、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、まず、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案につきましては多数をもって、次いで、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案につきましては全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

まず、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第一 農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長永田良雄君。

審査報告書

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年四月十六日

農林水産委員長 永田 良雄

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農業の担い手の育成確保等に資するため、青年農業者等育成確保資金を設けるとともに、生産方式改善資金及び経営規模拡大資金を拡充する等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴う経費は、農業改良資金助成費のうち、農業経営基盤強化措置特別会計への繰入れに必要な経費として十五億円が平成四年度一般会計予算に計上されているほか、農業改良資金貸付金として百四十二億二千八百万円が平成四年度同特別会計予算に計上されている。

附帯決議

近年、我が国においては、農業就業者の高齢化が著しく進行する一方、将来の農業を担うべき農業後継者が激減し、農業の振興及び農村地域社会の維持に深刻な問題を投げかけており、優れた農業後継者の育成確保が農政上の極めて重要な課題となっている。

よって、政府は、農業後継者対策の確立に万全を期するとともに、本法の施行に当たり次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 農外新規参入者、Uターン青年等の就農を促進するため、青年農業者等育成確保資金の適切な運用、農地等取得資金等の制度資金の活用、改良普及員等による営農や生活についての指導・助言、新規就農ガイド事業等の情報提供活動

動の拡充、農業者大学校等での研修についての援助等の諸施策を総合的に推進すること。

二 研修教育資金の貸付対象範囲を、婦人、中核農家等に拡大するに当たっては、これらの人たちが農業経営や家庭生活の中心になっていることと配慮し、研修期間等について弾力的に対応すること。

三 経営規模拡大資金については、貸付けの実績にかんがみ、その運用の改善に努めるとともに、生産方式改善資金との総合的活用によって土地利用型農業の経営基盤を一体的に整備できるような農業改良普及所、農業委員会等の関係機関の連携・協力体制を強化すること。

四 生産方式改善資金に追加される加工方式導入のための資金については、中山間地域農業の振興、転作物の定着化等に資するようその適切な運用に努めること。

五 担保制度の導入については、農業改良資金を借り受ける農業者の意向を十分尊重するよう指導すること。

右決議する。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案右

国会に提出する。

平成四年二月二十一日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二

号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農業後継者たる農村青少年」を「青年農業者等」に、「農業後継者育成資金」を「青年農業者等育成確保資金」に改める。

第二条第一項中「生産方式の導入」の下に「(当該技術又は当該生産方式の導入と併せ行う農産物の合理的な加工方式の導入を含む。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「必要な資金」の下に「(当該利権の取得による農業経営の規模の拡大に伴い必要な資金を含む。)」を加え、同条第四項中「農業後継者育成資金」を「青年農業者等育成確保資金」に、「農業後継者たる農村青少年」を「青年農業者等」に、「農業部門の経営を自ら行なう等の方法により」を「青年農業者その他の農業を担うべき者が」に、「経営方法を実地に習得する」を「経営方法の実地の習得その他近代的な農業経営の基礎を形成する」に改める。

第三条、第四条及び第五条第一項中「農業後継者育成資金」を「青年農業者等育成確保資金」に改める。

第六条の見出しを「(担保又は保証人)」に改め、同条第一項中「保証人」を「担保を提供させ、又は保証人」に改める。

第八条第四項中「農業後継者育成資金」を「青年農業者等育成確保資金」に、「経営方法を実地に習得する」を「経営方法の実地の習得その他近代的な農業経営の基礎を形成する」に、「育成される」を「育成確保される」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔永田良雄君登壇 拍手〕

○永田良雄君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、農業の担い手の育成確保等に資するため、青年農業者等育成確保資金を創設するとともに、生産方式改善資金及び経営規模拡大資金を拡充する等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農業における担い手不足の現状とその育成確保対策、農外新規参入者の就業促進対策、中山間地域農業の振興と転作物物の定着化のための生産方式改善資金の活用等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第二 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働委員長向山一人君。

審査報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年四月十六日

労働委員長 向山 一人

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、障害者の雇用に關する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、労働大臣が障害者雇用対策基本方針を策定するとともに、重度身体障害者である短時間労働者等に対する雇用義務等及び納付金関係業務の適用についての特例を定める等障害者各人の障害の種類及び程度に応じた対策を推進するための措置の充実強化を行おうとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、障害者雇用の現状にかんがみ、社会連

帯の理念に基づき、次の事項の実現に努めるべきである。

一、障害者雇用対策基本方針については、労使及び障害者団体の意見を十分尊重して実効ある内容を定めるとともに、適宜フォローアップに努めること。

二、企業名の公表を前提とした指導を強化して雇用率制度の厳正な運用を図るとともに、そのための体制整備に努めること。

三、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者職業訓練校等における障害の種類及び程度に応じたきめ細かな職業リハビリテーションサービスの一層の充実強化を図るほか、技術革新の進展等に対応して、職域開発の推進、除外率制度の適正運用等に努めること。

四、重度障害者の範囲について、職業生活における援助の必要性との関係に配慮して見直しを行うよう努めること。

五、第三セクター方式による重度障害者雇用企業の育成等重度障害者の雇用の場の確保に努めるとともに、通勤事情等に対処するため、公共基盤の整備を含めた諸施策の推進に努めること。

また、障害者の雇用の安定を図るため、助成金の活用等により事業主の努力を促すとともに、就職後の定着指導に努めること。

六、精神薄弱者の雇用の促進等を図るため、能力開発等条件整備対策を引き続き推進し、雇用率制度の在り方の検討も含め、施策の充実強化に努めること。また、助成金の活用等により、精神障害者の雇用の促進等に努めること。

七、障害者雇用に関する国際協力の推進に当たつ

ては、相手国の実情に配慮しつつ、実効あるものとなるよう努めること。

右決議する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成四年三月七日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の五」を「第二条の六」に、「第三節 精神薄弱者等に関する特例(第三十九条の九―第三十九条の十三)」を「第三節 重度身体障害者等に関する特例(第三十九条の十一―第三十九条の十六)」に改める。

第二条中第五号を第六号とし、第四号の次の一号を加える。

五 重度精神薄弱者 精神薄弱者のうち、精神薄弱の程度が重い者であつて労働省令で定めるものをいう。

第二条の四中「行い」を「行うことによりその雇用の安定を図る」に改める。

第一章第二条の五の次に次の一条を加える。

(障害者雇用対策基本方針)

第二条の六 労働大臣は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関する施策の基本となるべき方針(以下「障害者雇用対策基本方針」という。)を策定するものとする。

2 障害者雇用対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 障害者の就業の動向に関する事項

二 職業リハビリテーションの措置の総合的かつ効果的な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 第二条の四の事業主が行うべき雇用管理に関して、障害者である労働者の障害の種類及び程度に応じ、その適正な実施を図るために必要な指針となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

3 労働大臣は、障害者雇用対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、障害者雇用審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

4 労働大臣は、障害者雇用対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならぬ。

5 前二項の規定は、障害者雇用対策基本方針の変更について準用する。

第十一条第一項中「第三十九条の十」を「第三

十九条の十一」に改め、「勤務する職員」の下に「(一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、第十四条第一項の労働大臣の定める時間数未満である常時勤務する職員を除く。)」を加える。

第十四条第一項中「労働者(常時雇用する労働者に限る。以下同じ。)」を「常時雇用する労働者(一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者(以下「短時間労働者」という。)を除く。以下単に「労働者」という。)」に改め、「第五項」の下に「及び第七十八条の三」を加える。

第十八条各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「促進」の下に「及び継続」を加え、同条第二号中「次号」を「第二号の三」に改め、同条第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に次の一号を加える。

二の二 身体障害者である労働者を雇用する事業主に対して、身体障害者の雇用を継続するための設備の更新に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

第二十条第二項中「促進され」の下に「及び継続され」を加える。

第三十九条の十三の見出し中「身体障害者及び精神薄弱者」を「身体障害者等」に改め、同条第一項中「身体障害者及び精神薄弱者以外の障害者」を「障害者(身体障害者、精神薄弱者及び第五条第一項の政令で定める障害者を除く。)」に、「及び第六号」を「の規定及び同条第六号」に、

「掲げる業務に係る」を「係る」に改め、同条第二項中「及び第六号」を「の規定及び同条第六号」に、「第三章第二節第三款」を「第二節第三款」に、「第三十九条の十三第一項」を「第三十九条の十六第一項」に改め、第三章第三節中同条を第三十九条の十六とする。

第三十九条の十二の見出し中「精神薄弱者」の下に「である労働者」を加え、同条第二項中「精神薄弱者」の下に「である労働者」を加え、「及び第六号(同条第二号から第四号までに係る部分に限る。次項において同じ。)」を「の規定及び同条第六号」に改め、同条第三項中「及び第六号」を「の規定及び同条第六号」に、「第三章第二節第三款」を「第二節第三款」に、「第三十九条の十二第二項」を「第三十九条の十三第二項」に改め、同条を第三十九条の十三とし、同条の次に次の二条を加える。

(重度精神薄弱者である短時間労働者に関する特例)

第三十九条の十四 前節の規定は、重度精神薄弱者である短時間労働者について準用する。この場合において、第三十九条の九第二項中「第三十九条の三」中「第十八条」とあるのは、「第三十九条の三」中「第十八条第二項中「身体障害者又は精神薄弱者」とあるのは「身体障害者又は精神薄弱者」と、第三十九条の三「第十八条」とあるのは「第三十九条の十四において準用する」と読み替えるものとする。

(第五条第一項の政令で定める障害者に関する助成金の支給業務の実施等)

第三十九条の十五 第三十九条の十三第二項及び第三項の規定は、第五条第一項の政令で定

める障害者について準用する。この場合において、第三十九条の十三第三項中「身体障害者又は精神薄弱者」とあるのは「身体障害者、精神薄弱者又は第五条第一項の政令で定める障害者」と、「第三十九条の十三第二項」とあるのは「第三十九条の十五において準用する第三十九条の十三第二項」と読み替えるものとする。

第三十九条の十一を第三十九条の十二とし、第三十九条の十を第三十九条の十一とする。

第三十九条の九中「前二節」を「第一節及び第二節」に改め、同条を第三十九条の十とする。

第三章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 重度身体障害者である短時間労働者に関する特例

(重度身体障害者である短時間労働者に関する助成金の支給業務の実施等)

第三十九条の九 政府は、重度身体障害者である短時間労働者に関しても、第十八条第二号から第四号までの規定及び同条第六号(同条第二号から第四号までに係る部分に限る。次項及び第三十九条の十三において同じ。))に掲げる業務に相当する業務を行うことができ

る。

2 前項の場合においては、当該業務は、第十八条第二号から第四号までの規定及び同条第六号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第二十条、第二十六条、前節第三款、第五十九条第一項、第五十九条の二から第六十条の二まで、第六十四条から第六十四条の三まで、第六十四条の五及び第七十条の二の規

定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、第三十九条の三中「第十八条」とあるのは、「第三十九条の九第一項」とする。

第五十九条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 障害者の雇用に際する国際協力を行うこと。

第七十八条の二の次に次の一条を加える。

(障害者雇用推進者)

第七十八条の三 事業主は、その雇用する労働者の数が常時第十四条第五項の労働省令で定める数以上であるときは、労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

一 障害者の雇用の促進及びその雇用の継続を図るために必要な施設又は設備の設置又は整備その他の諸条件の整備を図るための業務

二 第十四条第五項の規定による報告及び第八十条第一項の規定による届出を行う業務

三 第十五条第一項の規定による命令を受けたとき、又は同条第五項若しくは第六項の規定による勧告を受けたときは、当該命令若しくは勧告に係る国との連絡に関する業務又は同条第一項の計画の作成及び当該計画の円滑な実施を図るための業務

第七十九條第一項中「次条」を「第八十条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(障害者である短時間労働者の待遇に関する措置)

者である短時間労働者が、当該事業主の雇用する労働者の所定労働時間労働すること等の希望を有する旨の申出をしたときは、当該短時間労働者に対し、その有する能力に応じた適切な待遇を行うように努めなければならない。

第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 重度身体障害者である短時間労働者に関する特例(第三十九条の九)」を「第三節 重度身体障害者である短時間労働者等に関する特例(第三十九条の九―第三十九条の十六)」に、「第三十九条の十一―第三十九条の十六」を「第三十九条の十三―第三十九条の十九」に改める。

第三十九条の十一中「この節及び第三十九条の十一において」を削り、「である常時勤務する職員の下に(以下「短時間勤務職員」という。)」を加える。

第三十九条の十六第二項中「第三十九条の十六第一項」を「第三十九条の十九第一項」に改め、第三章第四節中同条を第三十九条の十九とする。

第三十九条の十五中「第三十九条の十三第二項及び第三項」を「第三十九条の十六第三項及び第四項」に、「第三十九条の十三第三項」を「第三十九条の十六第四項」に、「第三十九条の十三第二項」を「第三十九条の十六第三項」に、「第三十九条の十五」を「第三十九条の十八」に改め、同条を第三十九条の十八とする。

第三十九条の十四の見出し中「短時間労働者」を「短時間労働者等」に改め、同条中「前節」を「重度身体障害者である短時間勤務職員及び重

度身体障害者である短時間労働者に関する前節に、「短時間労働者」を「短時間勤務職員及び重度精神薄弱者である短時間労働者」に、「第三十九条の九第二項」を「第三十九条の十二第四項」に、「第三十九条の十四」を「第三十九条の十七」に改め、同条を第三十九条の十七とする。

第三十九条の十三第三項中「第三十九条の十三第二項」を「第三十九条の十六第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第十九条第三項及び第二十八条第三項において準用する第十五条第二項の規定の適用については、重度精神薄弱者である労働者は、重度身体障害者である労働者とみなす。

第三十九条の十三を第三十九条の十六とする。

第三十九条の十二第一項中「及び第十五条第一項」を削り、同項中「数」の下に「(当該事業主が重度精神薄弱者である労働者を雇用しているときは、その一人をもつて同条第三項の政令で定める数の精神薄弱者である労働者に相当するものとみなして算定した数)」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第十五条第一項の規定の適用については、精神薄弱者である労働者は、身体障害者である労働者とみなし、同項の身体障害者である労働者の数の算定については、精神薄弱者である労働者は、その一人をもつて一人(当該事業主が重度精神薄弱者である労働者を雇用しているときは、その一人をもつて同条第二項の政令で定める数)の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。

第三十九条の十二を第三十九条の十五とする。

第三十九条の十一中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第十一条第二項の規定の適用については、重度精神薄弱者である職員は、重度身体障害者である職員とみなす。

第三十九条の十一を第三十九条の十四とする。

第三十九条の十中「第十一条第二項」及び「第十五条第二項(第十九条第三項、第二十七条第四項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。)」を削り、「並びに第二十七条第二項及び第三項」を「第二十七條第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する第十五条第二項」に改め、同条を第三十九条の十三とする。

第三章第三節の節名中「短時間労働者」を「短時間労働者等」に改める。

第三十九条の九の見出し中「助成金の支給業務」を「納付金関係業務」に改め、同条第二項中「第三十九条の九第一項」を「第三十九条の十二第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第三十九条の十三」を「第三十九条の十六」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項及び第二項として次の二項を加える。

第十九条第一項の身体障害者である労働者の数の算定に当たっては、重度身体障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第三項において準用する第十五条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において労働者に相当するものとみなす。

働省令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。

2 第十九条第三項、第二十八条第三項及び第二十九条第七項において準用する第十五条第三項の規定の適用については、同項中「労働者」とあるのは、「労働者又は重度身体障害者である短時間労働者」とする。

第三十九条の九に次の三項を加える。

5 第二十八条第一項及び第二項の規定の適用については、重度身体障害者である短時間労働者は、身体障害者である労働者とみなし、これらの規定の身体障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第三項において準用する第十五条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において労働省令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。

6 第二十九条第三項の規定の適用については、同項中「及び身体障害者である労働者の数」とあるのは、「並びに身体障害者である労働者の数及び重度身体障害者である短時間労働者の数」とする。

7 第三十九条の八第一項及び第八十一条第二項の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）の適用については、重度身体障害者である短時間労働者は、身体障害者である労働者とみなす。

第三章第三節中第三十九条の九を第三十九条の十二とし、同条の前に次の三条を加える。
（雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例）

第三十九条の九 重度身体障害者である短時間勤務職員及び重度身体障害者である短時間労働者については、この節に定めるところにより、身体障害者である職員及び身体障害者である労働者に関する前二節（第十条、第十一条第二項、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項（第十九条第三項、第二十七条第四項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条、第十九条第二項並びに第二十七条第二項及び第三項を除く。）の規定を適用するものとする。

（雇用義務等に係る規定の重度身体障害者である短時間勤務職員についての適用に関する特例）

第三十九条の十 第十一条第一項に規定する場合において、当該機関に重度身体障害者である短時間勤務職員が勤務するときに於ける同項の規定の適用については、同項の計画の作成前に、当該機関の任命権者が身体障害者である職員以外の職員に替えて当該重度身体障害者である短時間勤務職員の一人をもつて同条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において労働省令で定める数に相当する数の身体障害者である職員を採用したものとみなす。

2 国及び地方公共団体の任命権者は、第十一条第一項の身体障害者の採用に関する計画を作成し、又は実施する場合においては、重度身体障害者である短時間勤務職員の採用は身体障害者である職員の採用に含まれるものとして、当該作成又は実施をすることができ

3 第十三条の規定の適用については、重度身体障害者である短時間勤務職員は、身体障害者である職員とみなす。

（雇用義務等に係る規定の重度身体障害者である短時間労働者についての適用に関する特例）

第三十九条の十一 第十四条第一項の場合において、当該事業主が重度身体障害者である短時間労働者を雇用しているときに於ける同項の規定の適用については、当該雇用関係の変動がある時に、当該事業主が身体障害者である労働者以外の労働者に替えて当該重度身体障害者である短時間労働者の一人をもつて同条第三項の政令で定める数に満たない範囲内において労働省令で定める数に相当する数の身体障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。

2 第十四条第五項の規定の適用については、重度身体障害者である短時間労働者は、身体障害者である労働者とみなす。

3 第十四条の二第一項の規定の適用については、同項（同項第二号を除く。）中「労働者」とあるのは、「労働者又は重度身体障害者である短時間労働者」とする。

4 第十五条第一項の規定の適用については、重度身体障害者である短時間労働者は、身体障害者である労働者とみなし、同項の身体障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において労働省令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものと

みなす。

5 事業主は、第十五条第一項の身体障害者の雇入れに関する計画を作成し、又は実施する場合においては、重度身体障害者である短時間労働者の雇入れは身体障害者である労働者の雇入れに含まれるものとして、当該作成又は実施をすることができ

6 第十五条第三項の規定の適用については、同項中「労働者」とあるのは、「労働者又は重度身体障害者である短時間労働者」とする。

（重度身体障害者又は重度精神薄弱者である短時間労働者を含む。以下この項及び第八十条において同じ。）を加える。

第八十五条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則第三条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第三項の身体障害者である労働者の数の算定に当たっては、重度身体障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、第三十九条の十二第一項の労働省令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。

附則第三条に次の三項を加える。

8 第三項の身体障害者である労働者の数の算定に当たっては、重度精神薄弱者である労働者は、その一人をもつて、第十九条第三項において準用する第十五条第二項の政令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。

9 第六項の規定は、重度精神薄弱者である短時間労働者について準用する。

10 第四項において準用する第十五条第三項の規定の適用(第三項の規定の適用に係る部分に限る。)については、同条第三項中「労働者」とあるのは、「労働者、重度身体障害者である短時間労働者又は重度精神薄弱者である短時間労働者」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年七月一日から施行する。ただし、第二条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成五年四月一日から施行する。

(身体障害者の雇入れ計画の作成命令に関する経過措置)

第二条 この法律の公布の日から前条ただし書に定める日の前日までの間に第二条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律(附則第五条において「旧法」という。)第十五条第一項の規定により発した命令のうち、当該命令を発した日においてその雇用する身体障害者(第二条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「新法」という。))第二条第二号に規定する身体障害者をいう。以下この条において同じ。)である労働者(新法第十四条第一項に規定する労働者をいう。以下この条において同じ。)の数(当該数の算定に当たっては、重度身体障害者(新法第二条第三号に規定する重度身体障害者をいう。以下この条において同じ。)である労働者はその一人をもって新法第十五条第二項の政令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。)に精神薄弱者(新法第二条第四号に規定する精神薄弱者をいう。以下この条において同じ。)である労働者の数(当該数の算定に当たっては、重度精神薄弱者(新法第二条第五号に規定する重度精神薄弱者をいう。以下この条において同じ。)である労働者はその一人をもって新法第十五条第二項の政令で定める数の精神薄弱者である労働者に相当するものと、重度精神薄弱者である短時間労働者はその一人をもって同項の政令で定める数に満たない範囲内において労働省令で定める数の精神薄弱者である労働者に相当するものとみなす。)を加えた数が新法第十四条第一項に規定する法定雇用身体障害者数に相当する数以上であった事業主に対するものは、前条ただし書に定める日に、その効力を失う。

(身体障害者雇用納付金、身体障害者雇用調整金及び報奨金に関する経過措置)

第三条 平成四年度以前年度の身体障害者雇用納付金の徴収並びに身体障害者雇用調整金及び報奨金の支給については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律(附則第一条ただし書に規定す

る規定については、当該規定)の施行前にした行為(旧法第八十五条第一項第二号に違反する行為に該当するもので、附則第二条の規定により附則第一条ただし書に定める日にその効力を失う旧法第十五条第一項の規定による命令に係るものを除く。)に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二十一号の四中「により」の下に「障害者雇用対策基本方針について意見を述べ、及び」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第四十二号の二を第四十二号の三とし、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二 障害者雇用対策基本方針の策定に関すること。

第五条第五十一号中「基づいて」の下に「障害者雇用対策基本方針を策定し、及び」を加える。

〔岡山一人君登壇、拍手〕

○岡山一人君 たいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、第一に、労働大臣が障害者雇用対策基本方針を策定すること、第二に、重度

身体障害者については、短時間労働者であっても身体障害者雇用率制度等の対象とすること、第三に、重度精神薄弱者の身体障害者雇用率制度等の適用に当たっては重度身体障害者と同様に取り扱うこと等、障害者各人の障害の種類及び程度に応じた対策を推進するための措置の充実強化を行うとするものであります。

委員会におきましては、ノーマライゼーションの理念の徹底と啓発活動の強化、雇用率制度及び納付金制度の運用状況と今後の課題、重度障害者、精神薄弱者等の雇用対策の推進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十九分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 長田 裕二君
副議長 小山 一平君

常松 克安君 寺崎 昭久君
針生 雄吉君 今泉 隆雄君
足立 良平君 真島 一男君
木庭健太郎君 猪熊 重二君
西川 潔君 猪木 寛至君
久世 公亮君 小野 清子君
中川 嘉美君 白浜 一良君
及川 順郎君 下村 泰君
勝木 健司君 木宮 和彦君
矢原 秀男君 鶴岡 洋君
刈田 貞子君 喜屋武眞榮君
橋本孝一郎君 岩本 政光君
大河原太一郎君 中野 鉄造君
太田 淳夫君 和田 教美君
広中和歌子君 井上 計君
山田 勇君 板垣 正君
前田 勲男君 黒柳 明君
峯山 昭範君 高桑 榮松君
中西 珠子君 三木 忠雄君
田淵 哲也君 三治 重信君
田中 正巳君 加藤 武徳君
土屋 義彦君 狩野 安君
関根 則之君 青木 幹雄君
大島 慶久君 山口 光一君
星野 朋市君 野村 五男君
成瀬 守重君 前島英三郎君
下稻葉耕吉君 鈴木 貞敏君
田辺 哲夫君 中曾根弘文君

永田 良雄君 石井 道子君
吉川 博君 山岡 賢次君
竹山 裕君 岡野 裕君
大浜 方榮君 斎藤 文夫君
野沢 太三君 大木 浩君
岡部 三郎君 梶原 清君
関口 恵造君 石井 一二君
宮澤 弘君 柳川 覺治君
井上 裕君 下条進一郎君
佐々木 満君 仲川 幸男君
山本 富雄君 井上 孝君
服部 安司君 鈴木 省吾君
世耕 政隆君 井上 吉夫君
遠藤 要君 大島 友治君
岡田 広君 北 修二君
斎藤 十朗君 宮崎 秀樹君
平野 清君 二木 秀夫君
陣内 孝雄君 清水嘉与子君
田村 秀昭君 須藤良太郎君
木暮 山人君 鎌田 要人君
鹿熊 安正君 永野 茂門君
松浦 孝治君 井上 章平君
石川 弘君 合馬 敬君
尾辻 秀久君 片山虎之助君
石渡 清元君 西田 吉宏君
藤田 雄山君 松尾 官平君
向山 一人君 倉田 寛之君
吉川 芳男君 上杉 光弘君
田沢 智治君 福田 宏一君
松浦 功君 森山 眞弓君
村上 正邦君 藤井 孝男君
沢田 一精君 山東 昭子君

坂野 重信君 斎藤栄三郎君
野末 陳平君 大鷹 淑子君
原 文兵衛君 初村満一郎君
中西 一郎君 中村 太郎君
後藤 正夫君 伊江 朝雄君
岩崎 純三君 谷川 寛三君
三重野榮子君 喜岡 淳君
阪 正敏君 村田 誠醇君
紀平 悌子君 種田 誠君
肥田美代子君 北村 哲男君
前畑 幸子君 吉田 達男君
櫻井 規順君 西岡瑠璃子君
三上 隆雄君 小林 正君
深田 肇君 國弘 正雄君
谷本 熾君 会田 長栄君
三石 久江君 野別 隆俊君
竹村 泰子君 一井 淳治君
及川 一夫君 山口 哲夫君
山本 正和君 松前 達郎君
小川 仁一君 稻村 稔夫君
穂山 篤君 村沢 牧君
粕谷 照美君 赤桐 操君
対馬 孝且君 浜本 万三君
大森 昭君 菅野 久光君
佐藤 三吾君 篠崎 年子君
山田 健一君 萩野 浩基君
高井 和伸君 角田 義一君
乾 晴美君 栗森 喬君
林 紀子君 吉川 春子君
堀 利和君 堂本 曉子君
磯村 修君 近藤 忠孝君
諫山 博君 庄司 中君

國務大臣

菅野 壽君 大瀨 絹子君
瀨上 貞雄君 池田 治君
井上 哲夫君 神谷信之助君
香脱タケ子君 細谷 昭雄君
梶原 敬義君 久保田眞直君
星川 保松君 古川太三郎君
山中 郁子君 橋本 敦君
福岡 知之君 野田 哲君
中村 鋭一君 笹野 貞子君
吉岡 吉典君 市川 正一君
田 英夫君 安永 英雄君
糸久八重子君 山田耕三郎君
吉田 久之君 立木 洋君
小笠原貞子君 上田耕一郎君

法務大臣 田原 隆君
外務大臣 渡辺美智雄君
大蔵大臣 羽田 孜君
農林水産大臣 田名都臣省君
通商産業大臣 塩川正十郎君
自治大臣 渡辺 秀央君
郵政大臣 近藤 鉄雄君
労働大臣 山崎 拓君
建設大臣

議長の報告事項

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

関根 則之君 石井 道子君
星野 朋市君 野末 陳平君
高桑 栄松君 片上 公人君

議院運営委員

辞任

補欠

石井 道子君

関根 則之君

野末 陳平君

星野 朋市君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際平和協力等に関する特別委員

辞任

補欠

古川 太三郎君

磯村 修君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第三二号) 商工委員会に付託

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第三五号) 建設委員会に付託

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案(閣法第六五号) 環境特別委員会に付託

同日衆議院から、次の内閣提出案は憲法第六十条第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書を受領した。

平成四年度一般会計予算

平成四年度一般会計予算

平成四年度特別会計予算

平成四年度政府関係機関予算

同日衆議院議長から、次の予算は憲法第六十条第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決となったから内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成四年度一般会計予算

平成四年度特別会計予算

平成四年度政府関係機関予算

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

谷川 寛三君

大島 友治君

厚生委員

辞任

補欠

片上 公人君

木庭健太郎君

農林水産委員

辞任

補欠

及川 順郎君

中川 嘉美君

運輸委員

辞任

補欠

木庭健太郎君

片上 公人君

通信委員

辞任

補欠

大島 友治君

谷川 寛三君

建設委員

辞任

補欠

中川 嘉美君

及川 順郎君

予算委員

辞任

補欠

鎌田 要人君

平井 卓志君

清水嘉与子君

斎藤 十朗君

決算委員

辞任

補欠

斎藤 十朗君

清水嘉与子君

平井 卓志君

鎌田 要人君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際平和協力等に関する特別委員

辞任

補欠

磯村 修君

池田 治君

同日内閣から、農業基本法第六条第一項の規定に基づき平成三年度農業の動向に関する年次報告及び同法第七条の規定に基づき平成四年度において講じようとする農業施策についての文書を受領した。

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辞任

補欠

木暮 山人君

星野 朋市君

田代由紀男君

関根 則之君

農林水産委員

辞任

補欠

星野 朋市君

関根 則之君

通信委員

辞任

補欠

星野 朋市君

木暮 山人君

運輸省海上交通局長事務代理

辞任

補欠

関根 則之君

田代由紀男君

下村 泰君

西川 潔君

労働委員

辞任

補欠

西川 潔君

下村 泰君

予算委員

辞任

補欠

諫山 博君

上田耕一郎君

決算委員

辞任

補欠

高崎 裕子君

諫山 博君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際平和協力等に関する特別委員

辞任

補欠

池田 治君

磯村 修君

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 異動後の氏名 官職名 年月日 異動

総務庁長官 稲葉 清毅 関東管区行政監察局長 平四・四・二三

官房審議官 関根 則之 同

運輸省海上交通局長事務代理 和田 義文 (解職) 同

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

總務厅长官官房審議官 陶山 晴君
兼内閣審議官

運輸省海上交通局長 大金 瑞穂君

同日内閣総理大臣から議長宛、總務厅长官官房審議官兼内閣審議官陶山晴君外一名(同日議長承認)を、第二百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十四日内閣総理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。

茨城県選出(四月十四日当選)
狩野 安君 (故狩野明男君の補欠)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

宮澤 弘君

補欠

関根 則之君

厚生委員

辞任

関根 則之君

補欠

田代由紀男君

農林水産委員

辞任

木暮 山人君

補欠

星野 明市君

通信委員

辞任

田代由紀男君

補欠

宮澤 弘君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

北太平洋における湖河性魚類の系群の保存のため

めの条約の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を労働委員会に付託した。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法案(閣法第七九号)

同日委員長から次の報告書が提出された。
旅券法の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)

審査報告書

同日内閣から、林業基本法第九条第一項の規定に基づき平成三年度林業の動向に関する年次報告及び同法第九条第二項の規定に基づき平成四年度において講じようとする林業施策についての文書を受領した。

一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

吉川 芳男君

補欠

大島 慶久君

篠崎 年子君

久保 亘君

野田 哲君

補欠

鈴木 和美君

外務委員

辞任

関根 則之君

補欠

宮澤 弘君

大蔵委員

辞任

大島 慶久君

補欠

吉川 芳男君

久保 亘君

補欠

篠崎 年子君

文教委員 鈴木 和美君

野田 哲君

辞任

真島 一男君

補欠

平井 卓志君

小林 正君

松本 英一君

肥田美代子君

吉田 達男君

針生 雄吉君

高桑 栄松君

厚生委員

辞任

高桑 栄松君

補欠

針生 雄吉君

商工委員

辞任

吉田 達男君

補欠

肥田美代子君

運輸委員

辞任

鹿熊 安正君

補欠

川原新次郎君

堀 利和君

対馬 孝且君

通信委員

辞任

宮澤 弘君

補欠

関根 則之君

労働委員

辞任

川原新次郎君

補欠

鹿熊 安正君

平井 卓志君

真島 一男君

対馬 孝且君

堀 利和君

建設委員

辞任

松本 英一君

補欠

小林 正君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術特別委員

辞任

吉川 春子君

補欠

橋本 敦君

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

三石 久江君

補欠

青木 薪次君

太田 淳夫君

矢原 秀男君

地方行政委員

辞任

重富吉之助君

補欠

陳内 孝雄君

久保 亘君

篠崎 年子君

鈴木 和美君

野田 哲君

大蔵委員

辞任

石川 弘君

補欠

川原新次郎君

赤桐 操君

渡辺 四郎君

篠崎 年子君

久保 亘君

野田 哲君

鈴木 和美君

三治 重信君

寺崎 昭久君

文教委員

辞任

松本 英一君

補欠

小林 正君

吉田 達男君

肥田美代子君

高桑 栄松君

針生 雄吉君

厚生委員 辭任 針生 雄吉君 補欠 高桑 栄松君	商工委員 辭任 梶原 敬義君 肥田美代子君 補欠 山田 健一君 吉田 達男君	運輸委員 辭任 川原新次郎君 對馬 孝且君 寺崎 昭久君 補欠 鹿熊 安正君 堀 利和君 三治 重信君	通信委員 辭任 陣内 孝雄君 山田 健一君 矢原 秀男君 西川 潔君 補欠 重富吉之助君 梶原 敬義君 太田 淳夫君 下村 泰君	労働委員 辭任 岩崎 純三君 國會議法第四十二 条第二項但書の 規定によるもの 補欠 星野 朋市君 國會議法第四十二 条第三項の規定 によるもの	建設委員 辭任 青木 薪次君 補欠 三石 久江君	小林 正君 松本 英一君 渡辺 四郎君 赤桐 操君 預算委員 辭任 前畑 幸子君 岩本 久人君 補欠 星野 朋市君 川原新次郎君 岩本 久人君 前畑 幸子君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 運輸委員会 理事 片上 公人君 (片上公人君の補欠) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。 離島振興法の一部を改正する法律案 (建設委員 長提出) (衆第八号) 同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。 離島振興法の一部を改正する法律案 (衆第八号) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。 道路交通法の一部を改正する法律案 (閣法第六 〇号) 地方行政委員会に付託 国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部 を改正する法律案 (閣法第九号) 文教委員会に付託	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進 に關する法律案 (閣法第四七号) 獸医師法の一部を改正する法律案 (閣法第四四 号) 獸医療法案 (閣法第四五号) 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案 (閣法 第四六号) 農林水産委員会に付託 特定債権等に係る事業の規制に關する法律案 (閣法第七四号) 商工委員会に付託 海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律の一 部を改正する法律案 (閣法第四一号) 運輸委員会に付託 郵便貯金法の一部を改正する法律案 (閣法第五 二号) 簡易生命保険法の一部を改正する法律案 (閣法 第五三号) 通信委員会に付託 労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部 を改正する法律案 (閣法第三二号) 労働委員会に付託 同日衆議院から、同院において修正議決した次の 内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを 厚生委員会に付託した。 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す る法律案 (閣法第四八号) 同日委員長から次の報告書が提出された。 公認会計士法の一部を改正する法律案 (閣法第	六九号) 審査報告書 公有地の拡大の推進に關する法律及び都市開発 資金の貸付けに關する法律の一部を改正する法 律案 (閣法第一六号) 審査報告書 アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア 太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの 件 (閣法第四四号) 審査報告書 千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて 改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷 証券に關するある規則の統一のための國際条約 を改正する議定書の締結について承認を求める の件 (閣法第一〇号) 審査報告書 計量法案 (閣法第七五号) 審査報告書 國際海上物品運送法の一部を改正する法律案 (閣法第六八号) 審査報告書 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案 (閣法第二七号) 審査報告書 有線テレビジョン放送の發達及び普及のための 有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に關 する臨時措置法案 (閣法第二八号) 審査報告書 農業改良資金助成法の一部を改正する法律案 (閣法第三六号) 審査報告書 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案 (閣法第三五号) 審査報告書 障害者の雇用の促進等に關する法律の一部を改 正する法律案 (閣法第五九号) 審査報告書
--------------------------------------	--	---	--	--	--------------------------------------	---	---	---

〔参照〕

四月十六日議長において、左のとおり議席を指定した。

五二 狩野 安君

四月十六日議長において、左のとおり議席を変更した。

一一	真島 一男君
一六	久世 公亮君
二三	木宮 和彦君
二四	大塚清次郎君
二五	守住 有信君
五七	大島 慶久君
五八	山口 光一君
五九	星野 朋市君
六〇	野村 五男君
六一	成瀬 守重君
六三	下稻葉耕吉君
六四	鈴木 貞敏君
六五	田辺 哲夫君
六六	高橋 清孝君
六七	中曾根弘文君
六八	永田 良雄君
一〇九	田村 秀昭君
一一〇	須藤良太郎君
一一一	木暮 山人君
一一二	鎌田 要人君
一一三	鹿熊 安正君
一一四	永野 茂門君

一一五	松浦 孝治君
一二六	井上 章平君
一二七	石川 弘君
一二八	合馬 敬君
一二九	尾辻 秀久君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4302
定 価	本号一冊 二二六円 (税 六円をきり)